



第3次四日市市市民協働促進計画 2026年度—2030年度

2026年3月
四日市市

目次

第1章 計画の位置付け	1
1. 計画策定の趣旨と役割	2
2. 計画の期間と構成	3
3. 用語の定義	4
第2章 計画策定の背景	5
1. 全国的な市民協働を取り巻く状況	6
2. 四日市市の市民協働の状況	7
第3章 前計画の評価と課題	17
1. 前計画の評価	18
2. 四日市市における市民協働の課題	22
第4章 基本的な考え方	25
1. 基本理念	26
2. 市民協働における各主体の役割と領域	27
3. 市民協働に向けた心構え	28
4. 本計画の基本方針	29
第5章 基本方針ごとの方向性と主な取り組み	31
基本方針1 市民協働の入り口の拡大	32
基本方針2 市民活動団体の活性化、持続可能な活動に向けた支援	35
基本方針3 つながりの創出及びコーディネート機能の強化	38
行政の協働推進	40
第6章 計画の推進にあたって	41
1. 計画の周知と共有	42
2. 計画の推進と進捗管理	42
資料編	43

第1章

計画の位置付け

1. 計画策定の趣旨と役割

本市では、市民にとって暮らしやすいまちづくり、住み続けたいまちづくりを推進するため、平成17年(2005年)9月に「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」を施行し、市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割に応じて連携、協働し、まちづくりに取り組んでいます。

また、平成27年(2015年)4月には、子育て支援・福祉・防犯・防災など、さまざまな分野において広がりを見せている市民活動が、公共の場で果たす役割の重要性を鑑み、こうした活動を持続的に発展させるために「四日市市市民協働促進条例(以下、「市民協働促進条例」という。)」を施行し、市民協働の促進を図っています。

市民協働促進条例第11条では、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、市民協働に関する計画を策定することを定めています。これに基づき、平成27年度に「四日市市市民協働促進計画(2016年度～2020年度)」、令和2年度に「第2次四日市市市民協働促進計画(2021年度～2025年度)(以下、「前計画」という。)」を策定し、さまざまな事業を進めてきました。

一方で、少子高齢化の進行をはじめ、住民の価値観やライフスタイルの多様化、外国人住民の増加など、地域を取り巻く環境は変化し続けています。それに伴い、地域のニーズや課題は、ますます複雑化・多様化しており、行政だけでなく、地域に関わるすべての主体が協働・連携してまちづくりを進めることが、一層求められています。

本書は、こうした状況をふまえ、四日市市総合計画(2020～2029)を上位計画とし、令和8年度(2026年度)から5年間の市民協働を促進するための基本的な方針、目標、具体的な施策などを「第3次四日市市市民協働促進計画(以下、「本計画」という。)」として示したものです。

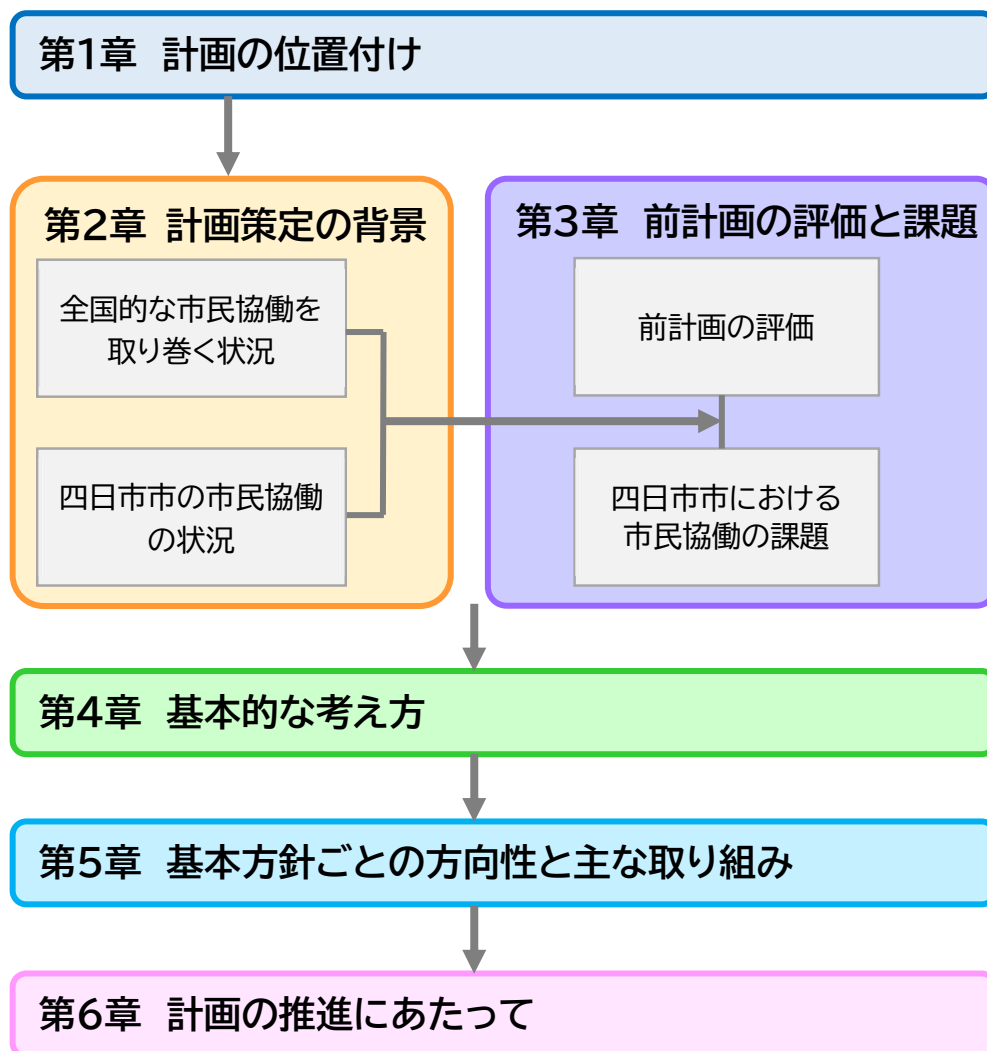


2. 計画の期間と構成

本計画の計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)の5年間とします。

なお、本計画に掲げる事業を着実に推進する一方で、新たに地域課題等が生じた場合には、迅速かつ柔軟に施策・事業を展開し、市民協働の促進を図ります。

また、本計画は、以下のとおり構成します。



3. 用語の定義

本計画における、市民協働に関する語句を次のとおり定義します。

なお、市民等、事業者、市民活動、市民活動団体、市民協働については、市民協働促進条例第 2 条に基づく定義としています。

語 句	定 義
市民等	本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。
事業者	本市内に存する会社、営業所、工場等をいいます。
市民活動	市民等が、公共の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 ③ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
市民活動団体	地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいいます。
市民協働	市民主権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むことをいいます。
地縁団体	自治会、地区社会福祉協議会などの一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持や形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体をいいます。
NPO	「Non-Profit Organization(非営利組織)」の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称です。
ボランティア団体	社会の課題解決のため、参加する個人の自発的な意思により、社会に貢献する行為をする団体をいいます。
中間支援団体(組織)	市民協働に関わるさまざまな主体の間に立ってそれぞれの活動を支援する団体(組織)であり、市民活動団体等への相談業務や情報提供などの支援及び人材や資金等の市民活動に必要な資源の仲介、政策提言等を行う団体(組織)をいいます。

第2章

計画策定の背景

1. 全国的な市民協働を取り巻く状況

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画との関係

持続可能な開発目標「SDGs(Sustainable Development Goals)」が平成27年(2015年)に国連総会で採択されて以降、全国で SDGsの推進が求められ、本市の総合計画においても SDGsに掲げられている 17 の目標を政策・施策と関連付けて取り組みを進めることとしています。

本計画においては、目標のうち特に「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」が密接に関係しています。多様な主体がまちづくりに参画するとともに、地域のことを最も良く理解している住民同士が連携・協力し合って、多様な主体とともに地域課題を解決していくことが、持続可能なまちづくりにつながります。

(2) 市民協働を取り巻く状況と変化

少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化など、地域を取り巻く課題が複雑化・多様化する中で、行政だけでなく、多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組む「協働」の動きが全国で広がっています。

地域では、各地で「まちづくり協議会」等の「地域運営組織」が設立され、地域資源の活用や地域福祉、防災、子育て支援など、生活に密着したさまざまな分野での活動が進められています。

近年では、地域住民や NPO、事業者、行政等が連携し、地域で新たなつながりと支え合いを生む居場所づくりの取り組みも広がっています。

また、国においても令和4年(2022年)に労働者協同組合法^{※1}が施行されたほか、令和6年(2024年)の地方自治法の改正に伴い「指定地域共同活動団体」制度^{※2}が創設されるなど、協働による地域課題解決のための環境の整備が進められています。

本市においても、地域課題の解決に向けて市民等・企業・市民活動団体・議会・事業者・行政等の各主体が対等な立場に関わり合いながら、それぞれの強みや特性を生かして、協働でまちづくりを進めていくことが重要です。

※1:多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つとして、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織である「労働者協同組合」の設立や運営、管理などについて定めた法律。

※2:地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体のうち、地縁による団体や当該団体を主たる構成員とする団体を、市町村長が「指定地域共同活動団体」として指定することで、活動資金の助成や他団体との連絡調整、行政財産の貸付け、関連事務の随意契約等を市町村から受けることができる制度。

2. 四日市市の市民協働の状況

(1) 総合計画における方向性

総合計画の基本構想では、まちづくりの最上位の理念である四日市未来ビジョン「ゼロからイチを生み出すちから イチから未来を 四日市」や4つの将来都市像(「子育て・教育安心都市」、「産業・交流拠点都市」、「環境・防災先進都市」、「健康・生活充実都市」)を掲げています。

これらの実現を支える「まちづくりの基本的な考え方」として、「あるもの・つながりを生かす持続可能なまちづくり」、「市民の幸せと満足度を高める成熟度の高いまちづくり」、「都市経営の視点に立った先手・創造型のまちづくり」、「2040年の長期展望を見据えた存在感を放つ選ばれるまちづくり」と並び、「オール四日市で取り組む協働・共創のまちづくり」が位置付けられています。

各主体が相互に理解し合い、それぞれの役割や責務を十分に意識しながら、「Win-Winの関係」で協働・共創し、より良い地域づくりを進めることが求められています。



出典：四日市市総合計画(2020～2029)概要版

(2) 人口構造の変化

全国的に少子高齢化や人口減少が進んでいます。

本市においても、同様の傾向が緩やかながら進んでおり、令和27年(2045年)には、人口全体としては減少するのに対し、高齢者世代(65歳以上)が占める割合は増加することが予想されます。

こうした少子高齢化や人口減少が進むなか、医療や介護のニーズが増加し、人手不足が深刻な課題となってきました。

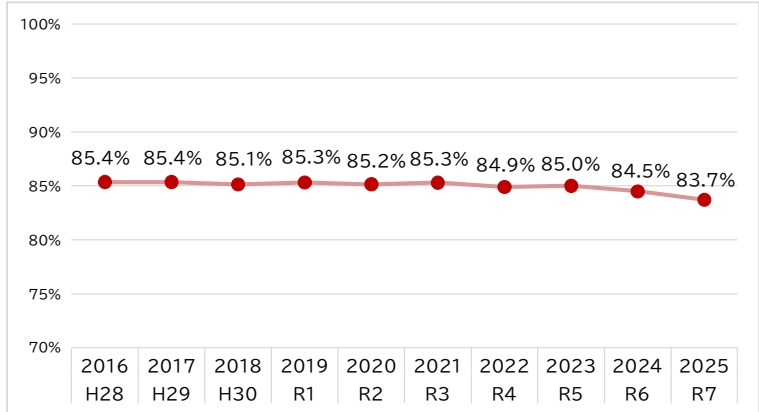
また、地域によっては、空き家の増加や商店街の衰退といった課題も生じており、こうした社会的課題を解決するには、行政だけでなく、住民や企業、NPOなどの多様な主体による連携した取り組みが求められます。



出典:四日市市総合計画(2020~2029)基本構想

(3) 協働による地域コミュニティの維持・発展の必要性

市内では、24カ所の地区市民センターを核として、自治会等が中心となり、地域福祉や防犯、防災など住民相互の支え合い活動が進められています。本市では、令和2年(2020年)に「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」を施行し、地域住民の自治会への加入や参加に関する、基本理念のほか、地域住民、自治会及び事業者の役割とともに、市の責務が位置付けられました。



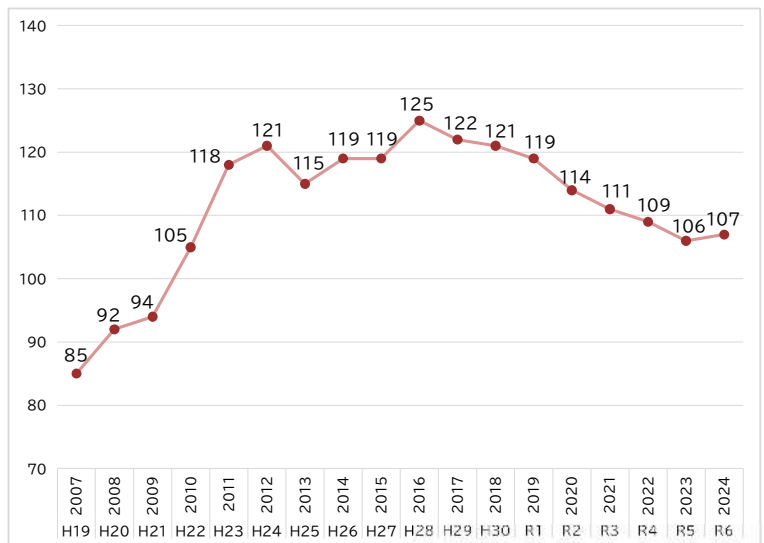
自治会加入率の推移
資料：各自治会の報告(各年4月1日現在)

令和7年(2025年)4月現在における本市の自治会加入率は83.7%となっており、全国平均に比べて高い割合となっているものの、令和5年(2023年)以降、減少傾向にあります。

さらに、生活様式や価値観の多様化に伴い、地域活動に対する参加意識やその重要性の認識等が希薄化しており、本市においても、自治会非加入者の増加、実質的に運営に携わる担い手の不足などが課題となっています。このほか、定年延長などの影響もあり、住民が地域活動に費やす時間の確保が難しくなっている状況のなか、地域コミュニティの維持・発展のため、デジタル化を含めた時代に応じた地域活動のあり方を検討していく必要があります。

本市におけるNPO法人の認証数は、平成19年(2007年)は85団体でしたが、平成28年(2016年)には125団体まで増加しました。令和6年(2024年)現在は107団体とやや減少したものの、100を超える団体が本市で活躍しています。

四日市市におけるNPO法人認証数
(各年度3月31日現在)



出典：三重県ホームページより

高い自治会加入率を維持したうえで、地域の強みを生かしつつ、NPO法人を含めた多様な主体が手を携えて協働することが、持続的な地域づくりに必要です。

(4) 市民の参加意識(市民アンケート調査結果より)

市民の市民協働に関する考えや実態などを把握し、本計画の策定に向けた基礎資料とするため、令和6年9月に本市在住の市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

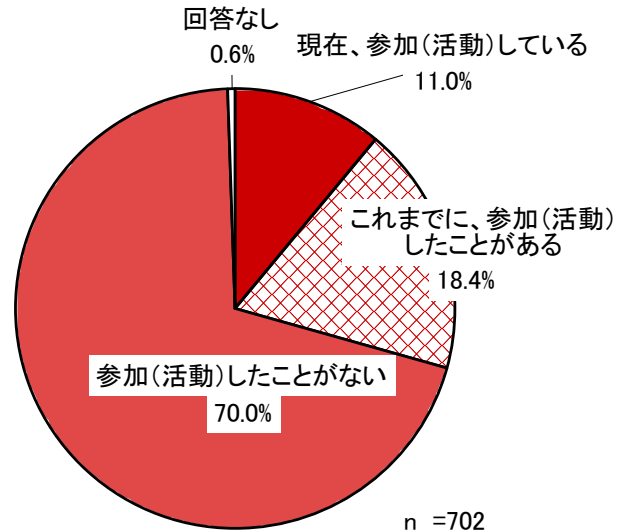
調査対象	本市在住の18歳以上の市民2,000人
調査期間	令和6年9月18日～9月30日
調査方法	郵送配布、郵送・Web回答
回収数	702人(回収率35.1%)

全回答結果はこちらよりご覧ください。

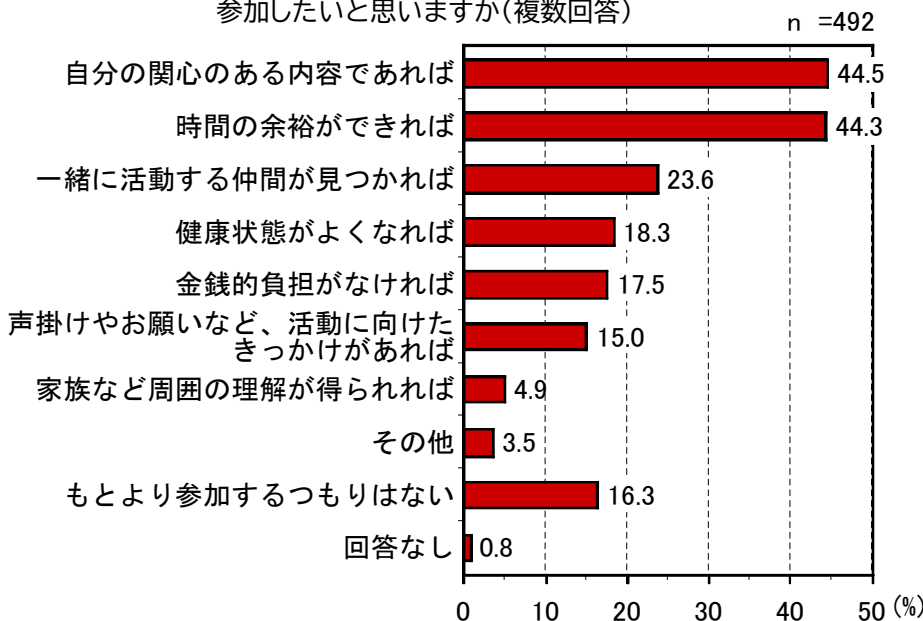


ボランティアや市民活動への参加経験があると答えた人は、「現在、参加(活動)している」が11.0%、「これまでに、参加(活動)したことがある」が18.4%となっており、合わせて約3割にとどまっています。

問3 現在、地域などでのボランティアや市民活動に参加していますか(単数回答)



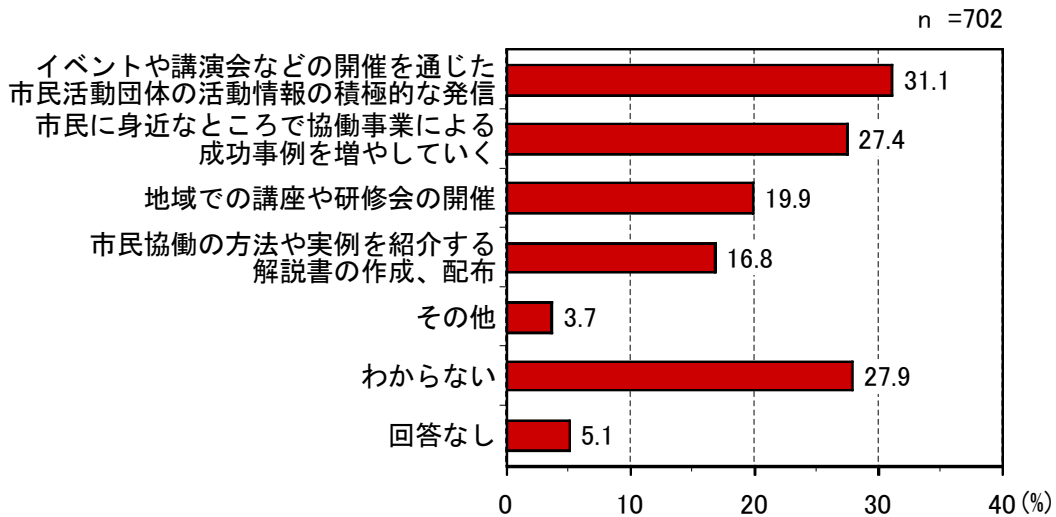
問5 今後どのような条件が整えば、ボランティア・市民活動に参加したいと思いますか(複数回答)



一方で、参加(活動)したことがない人が、今後どのような条件が整えば、ボランティア・市民活動に参加したいかについては、「もとより参加するつもりはない」は16.3%と少なくなっており、条件が整えば参加したいという人が大半を占めており、地域に関わりたいと思う市民が多く存在することが明らかになっています。

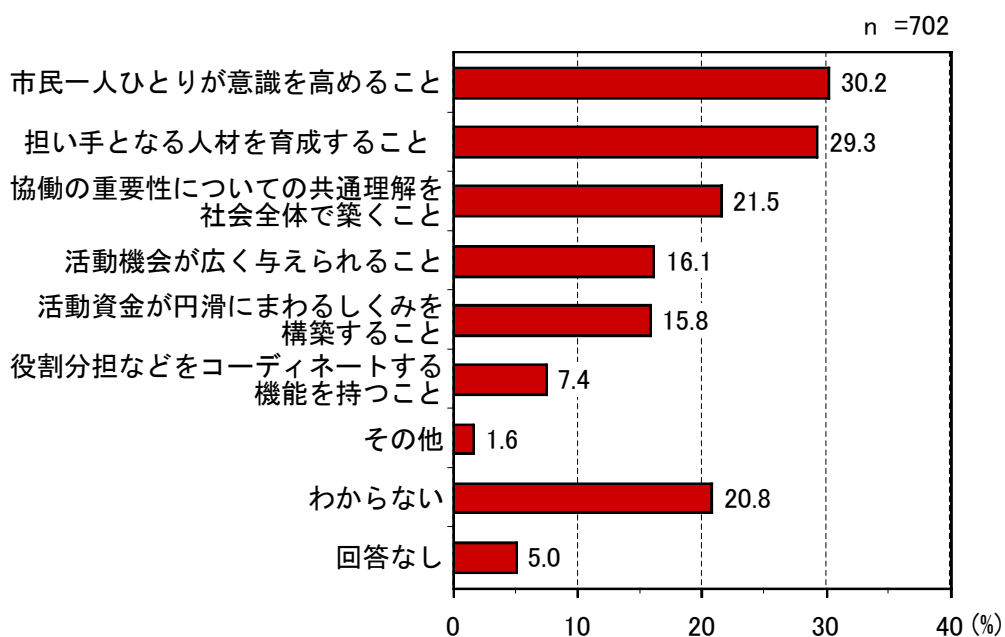
意識づくりを進めるために効果的だと思うことは、「イベントや講演会などの開催を通じた市民活動団体の活動情報の積極的な発信」(31.1%)、「市民に身近なところで協働事業による成功事例を増やしていく」(27.4%)などが多くなっています。

問10 多くの市民の理解と参加を得るための、意識づくりを進めるために効果的だと思うこと(複数回答)



市民協働を進めるために重要なことは、「市民一人ひとりが意識を高めること」(30.2%)、「担い手となる人材を育成すること」(29.3%)、「協働の重要性についての共通理解を社会全体で築くこと」(21.5%)などが多くなっています。

問11 市民、市民活動団体、企業、行政等がそれぞれの役割を担って市民協働を進めるために重要なこと(複数回答)



(5) 企業の社会貢献意識(企業アンケート調査結果より)

企業の市民協働に関する考えや実態などを把握し、本計画の策定に向けた基礎資料とするため、令和6年9月に本市に拠点等を持つ企業を対象としたアンケート調査を実施しました。

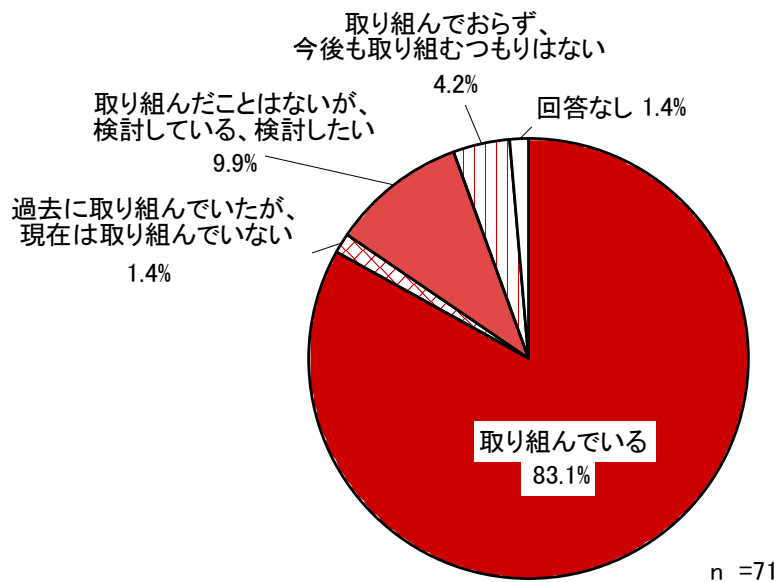
調査対象	市内に単独事業所又は本所、本社、本店がある従業員100名以上の企業(事業所)180社
調査期間	令和6年9月18日～9月30日
調査方法	郵送配布、郵送・Web回答
回収数	71社(回収率39.4%)

全回答結果はこちらよりご覧ください。

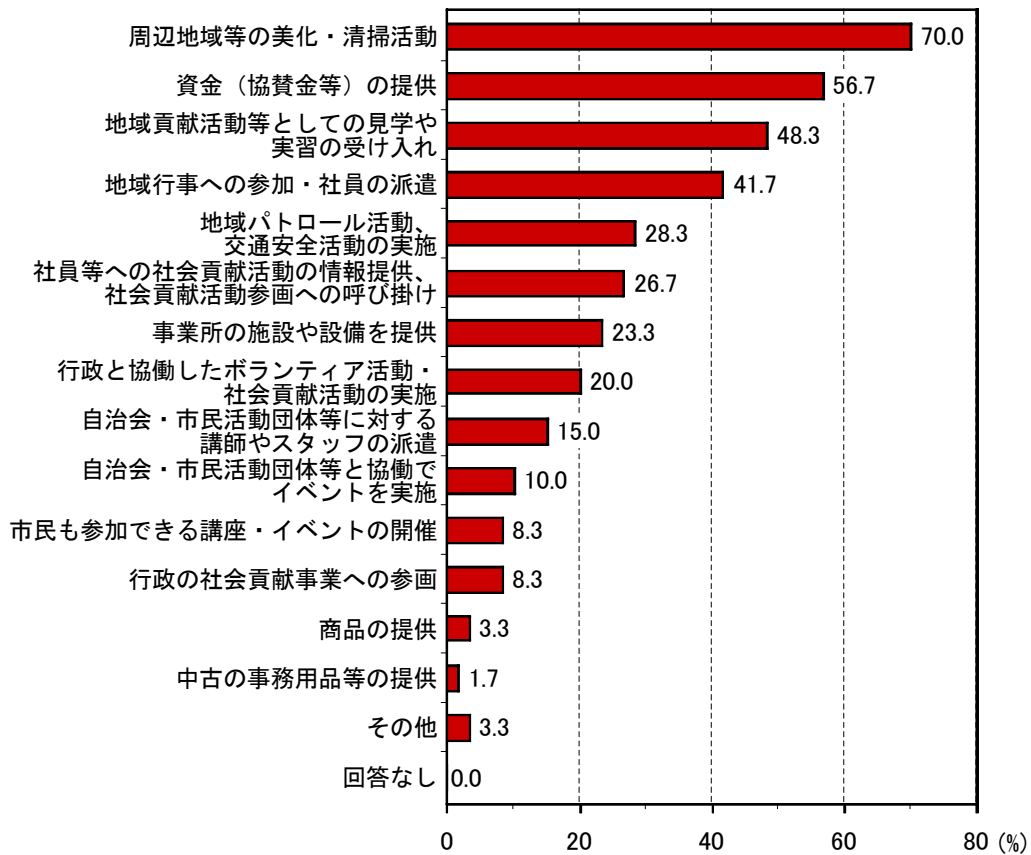


地域貢献活動やボランティア活動、市民活動に取り組んでいると答えた企業は、8割を超えています。取り組んでいる内容は、「周辺地域などの美化・清掃活動」(70.0%)、「資金(協賛金等)の提供」(56.7%)、「地域貢献活動等としての見学や実習の受け入れ」(48.3%)が多くなっています。

問4 地域貢献活動・ボランティア活動・市民活動に取り組まれていますか(単数回答)

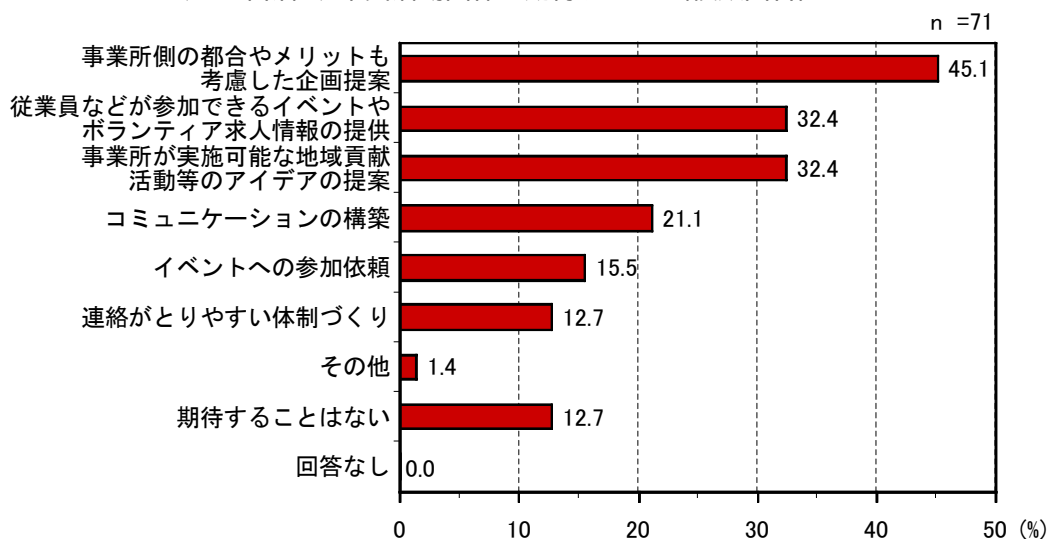


問5 現在取り組んでいる、取り組んだことがある活動(複数回答) n =60



自治会・市民活動団体に期待することとして、「事業所側の都合やメリットも考慮した企画提案」(45.1%)、「従業員などが参加できるイベントやボランティア求人情報の提供」(32.4%)、「事業所が実施可能な地域貢献活動等のアイデアの提案」(32.4%)などが多くなっています。また、「期待することはない」は 12.7%と少なくなっており、ほとんどの企業が自治会・市民活動団体に何らかの期待を抱いており、自治会・市民活動団体と企業が交流できる(をつなぐ)機会を設けることが求められます。

Q10 自治会・市民活動団体に期待すること(複数回答)



(6) 市民活動団体の状況(市民活動団体アンケート・ワークショップ結果より)

市民活動団体の市民協働に関する考えや実態などを把握し、本計画の策定に向けた基礎資料とするため、令和6年9月に本市で活動している市民活動団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

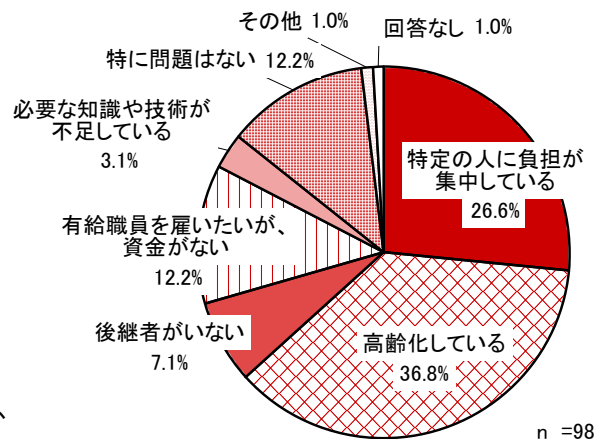
調査対象	なやプラザへの登録または市民協働促進条例に基づく届出のある市民活動団体 188 団体
調査期間	令和6年9月 18 日～9月 30 日
調査方法	郵送配布、郵送・Web 回答
回収数	98 団体(回収率 52.1%)

全回答結果はこちらよりご覧ください。

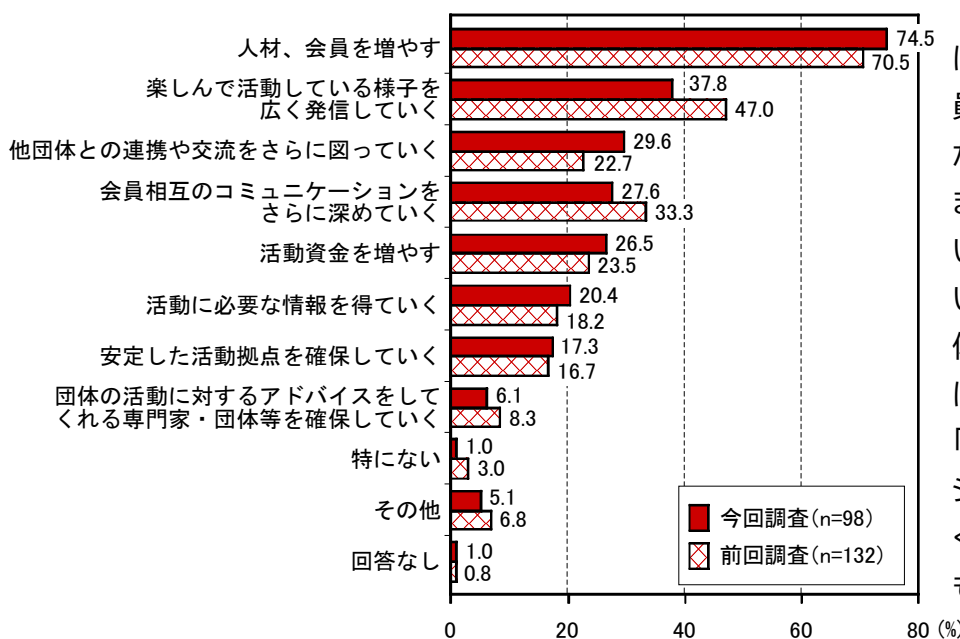


活動の中心メンバーが抱える課題として、「特定の人に負担が集中している」(26.6%)、「高齢化している」(36.8%)が多く、「後継者がいない」(7.1%)も合わせるとおよそ7割が活動メンバーの負担や引継ぎの点で課題を感じています。

問 14 活動の中心メンバーの現在の課題(単数回答)



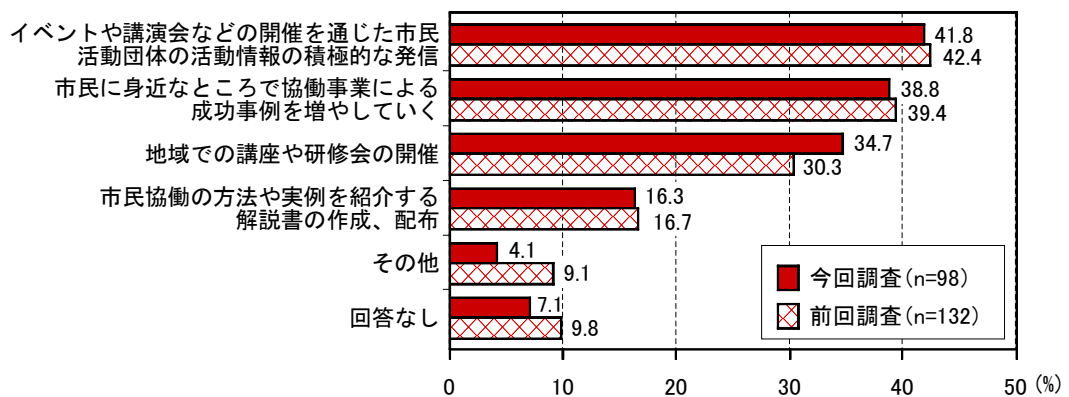
問 10 これからの活動をさらに充実させるため、必要と思うこと(複数回答)
〔令和2年度調査結果との比較〕



活動を充実させるために必要なことは「人材、会員を増やす」(74.5%)が最も多くなっています。また、「楽しんで活動している様子を広く発信していく」(37.8%)、「他団体との連携や交流をさらに図っていく」(29.6%)、「会員相互のコミュニケーションをさらに深めていく」(27.6%)などの項目も挙げられています。

市民協働の意識づくりに効果的なこととして、「イベントや講演会などの開催を通じた市民活動団体の活動情報の積極的な発信」(41.8%)や「市民に身近なところで協働事業による成功事例を増やしていく」(38.8%)、「地域での講座や研修会の開催」(34.7%)などが多くなっています。

問 35 多くの市民の理解と参加を得るために、それらの意識づくりを進めるために効果的だと思うこと(複数回答)〔令和2年度調査結果との比較〕

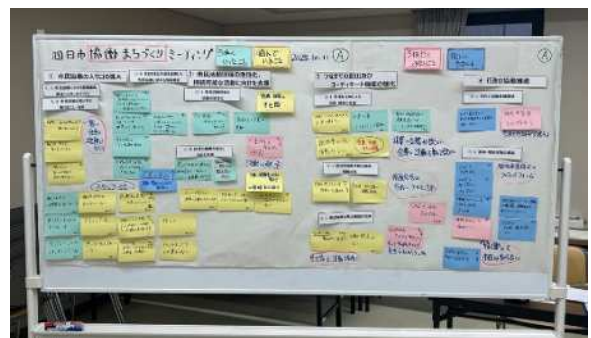


また、市民活動団体の方々を対象に、令和7年 10 月 11 日に第3次市民協働促進計画策定にかかるワークショップとして、「四日市協働まちづくりミーティング」を開催しました。当日は10団体(11名)が参加し、「持続可能な市民活動に向けて」をテーマに、それぞれの活動の「これまで(上手く行っていること、悩んでいること)」と「これから(やってみたいこと、欲しいサポート)」についてワークショップ形式で意見を出し合いました。

「これまで」については、「居場所づくりのためのカフェを開催し、地域住民から喜びの声があがった」、「自分のやり方を押し付けず、他人を認め合う」などの意見が出されました。一方で、「次の世代への引き継ぎ」や「成長のための資金調達」に悩んでいるといった声がありました。

「これから」については、「情報リテラシーを高めたい」や「企業の若手社員を市民活動団体に派遣していただき、スタッフや指導者として市民活動を担ってほしい」、「同じテーマで活動をしている人同士がつながる機会がほしい」といった具体的な意見やアイデアが出されました。

さまざまなテーマで活動する市民活動団体等が、特性に応じた活動を展開することができるよう、引き続き、ニーズや発展段階に対応したサポートが求められます。



(7) 若者目線で考える市民協働への期待（わかもの協働座談会・わかものヒアリング より）

これからの市民協働の担い手となる若い世代のニーズや考え方を把握するため、18歳～39歳の市民を対象に、令和7年8月30日に第3次市民協働促進計画策定にかかるワークショップとして、「わかもの協働座談会」を実施しました。無作為抽出により選ばれた18歳～39歳の市民2,000名に案内を送付し、16名が参加し、「身近なまちづくりへの関わり方」についてグループトークを行いました。

参加者からは、「怪談をテーマにした居場所づくり」や「四日市まちなかバルからヒントを得た日本酒の会」など、趣味を通じてまちに関わる若者ならではの趣味を生かした柔軟な発想によるアイデアが出されました。また、「SNSで四日市市の魅力を個人的に発信する」や「ジモティーやオンラインゲームを活用した居場所づくり」など、デジタルや身近な資源を生かした参加しやすい仕組みも提案されました。

また、10代の若者が、どんな地域活動に関わりたいか、などのニーズを把握するため、高校生年代のための居場所である「ヤスジマベース」に訪れた方々を対象に、若者のまちづくりへの関わり方の現状や理想の形についてのアイデアや意見を伺いました。

「防災訓練」や「子ども食堂ボランティア」、「児童館のイベントスタッフ」など、既にさまざまな地域活動に参加したことがあるというコメントが多くありました。また、今後関わりたいことについて、「小学生に宿題を教えるボランティアをしたい」や「稲刈り体験」、「お祭りに参加してみたい」などの意見もありました。

今後は、こうした多様な関わり方を促進し、ボランティア活動や地域活動への参加におけるハードルを下げしていくことで、市民協働の入り口を広げ、協働の芽を育てていくことが求められます。



第3章

前計画の評価と課題

1. 前計画の評価

前計画に基づく取り組みは、毎年度、市民協働促進委員会に進捗状況を報告し、多様な主体の目線から進捗を評価してきました。ここでは、前計画の基本方針ごとに取り組みの状況を整理・評価します。

(1) 市民協働につながる情報の発信と担い手の育成

目 標	幅広い世代の市民に対し、伝わりやすい情報の発信や多様な学びの場の提供を通じて、市民協働に対する理解・関心を高め、具体的な活動につなげることを目指します。
------------	--

【指標(ものさし)】

指標名	前計画 策定時(R2)	目標値(R7)	現状値 (R6、★R7)
地域づくりマイスター養成講座の修了者数(累計)	249人	380人	★363人
なやプラザホームページのアクセス数	年間 39,600件	年間 55,000件	年間 17,923件
なやプラザ広報紙の配架箇所数	70箇所	80箇所	★85箇所

①市民協働に関する情報の発信

成果	市民活動にかかる情報について、従来の広報紙やホームページでの周知に加えて、LINEなどのSNSを活用した情報発信を行いました。また、手引書である「市民協働虎の巻」を更新し、各種イベントや講座で配布し、市民協働に対する理解を求めました。
課題	市民協働に関する認知度が十分とは言えず、市民協働により取り組んだ事例を可視化・紹介するとともに、多くの方に周知できるようさらなる情報の発信の工夫が求められます。また、なやプラザホームページについて、アクセス数が減少していることから、内容の充実を図る必要があります。

②市民協働を担う人材の育成

成果	市民協働を理解し、地域づくりを担う人材の育成とネットワークの構築を目的とした「地域づくりマイスター養成講座」について、内容を更新しながら継続して開催し、地域活動に携わる人材育成につなげたほか、女性の修了者数も増加しました。
課題	「地域づくりマイスター養成講座」について、内容の充実を図りながら引き続き開催するとともに、若者や地域づくりに携わったことがない人の参加を促進する必要があります。また、修了後のフォローアップ、修了生同士の交流促進によるさらなる活動の活性化に向けて、修了生が集まることのできる機会の提供が求められます。

(2) 市民協働の推進力となる市民活動団体の強化

目 標	本市における市民協働をより一層推進するため、仕組みづくりや相談機能の充実などさまざまな支援を行い、地縁団体やNPO・ボランティア団体など各々の市民活動団体の強化を目指します。
------------	---

【指標(ものさし)】

指標名	前計画 策定時(R2)	目標値(R7)	現状値 (R6、★R7)
新規届出市民活動団体数	85 団体	100 団体	★87 団体
なやプラザ利用満足度	83.7%	90.0%	★79.2%
自治会の加入率	85.3%	90.0%	★83.7%

①市民活動団体の活性化

成果	なやプラザを運営し、市民活動に関する相談対応、助成金メニューの紹介などを行いました。また、市民活動団体の課題解決、スキルアップに資する内容や無料デザインツールの活用など、時流やニーズに合わせた講座を開催しました。
課題	なやプラザの直営化による支援体制の変化により、市民活動にかかる相談件数が減少していることから、市民協働における中核施設として、相談体制やコーディネート機能の充実を図る必要があります。 また、市民活動団体が持続可能な活動ができるよう、資金の調達に向けた支援等の充実を図る必要があります。

②地縁団体による活動の継続に向けた支援

成果	地縁団体による活動の継続に向けて、地域社会づくり総合事業費補助金の交付等により、地域の状況やニーズに沿った支援を行いました。 また、市民協働を促進するための担い手育成や中間支援の強化を目的とした「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業」の募集テーマに「地縁団体との連携強化」を新たに設け、地域課題に対して市民活動団体の強みを生かした取り組みを協働で行いました。
課題	地域の担い手不足に伴い、地縁団体の維持・強化に向けて、市民活動団体をはじめとした多様な主体の得意分野や強みを生かし、地縁団体との連携等による取り組みの推進が求められます。

(3) 市民協働を下支えする“つながり”の強化

目 標	多様な主体間が情報や意見を交換する場の提供、コーディネート機能の向上などを通じて、市民活動団体同士の連携・協働につなげることを目指します。
------------	---

【指標(ものさし)】

指標名	前計画 策定時(R2)	目標値(R7)	現状値 (R6、★R7)
なやプラザ利用者数	年間 51,745人	年間 58,000人	年間 40,861人
なやプラザ市民協働まつり参加者数	438人	600人	453人
プロボノ活動支援事業に参加したプロボノワーカーの所属企業・団体数	のべ24社	のべ30社	★のべ40社

①多様な市民活動団体の交流・連携

成果	<p>市内のさまざまな団体の取り組みにかかるパネル展示や発表を通して、市民や市民活動団体が交流を深め、その後の活動につながる関係を築ける・生かせるきっかけとなる場づくりを行う「なやプラザ市民協働まつり」を毎年度開催しました。</p> <p>また、なやプラザにおいて、交流を目的としたふらっとサロンの整備を進めました。</p>
課題	<p>市民協働まつりを引き続き開催するとともに、市民活動団体をはじめとした多様な主体がそれぞれの特色を生かして相乗効果を生み出せるよう、交流できる機会を拡充する必要があります。</p> <p>また、市民協働の拠点を核としたコーディネート機能(中間支援機能)の強化を図り、ハブとしての役割を充実させる必要があります。</p>

②市民協働の手法を活用した取り組みの展開

成果	<p>専門的な知識やスキルを生かして社会貢献活動をしたいと考える社会人と、運営面での課題を抱える市民活動団体等をマッチングする「プロボノ活動支援事業」について、オンラインによるマッチングを新たに導入しました。</p> <p>また、市民協働を促進するための担い手育成や中間支援の強化を目的とした「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業」について、募集期間を従前より早め、事業実施期間の確保を図りました。</p>
課題	<p>「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業」について、テーマとなる社会課題によっては、単年度では成果が出ないものもあることから、継続して取り組むことができる体制づくりを検討する必要があります。併せて、立ち上げ期の団体の育成につながる取り組みを充実させることが必要です。</p> <p>また、市内事業者のCSR活動と市民活動団体との連携や協働に向けて、マッチングできる機会の創出が求められます。</p>

(4) 市民協働を展開する活動環境の強化

目 標	今後の市民協働をより円滑に進められるよう、行政内部での協働に対する理解と取り組みの推進を図るとともに、時代や環境の変化に適応した市民活動団体への継続的な支援を目指します。
------------	---

【指標(ものさし)】

指標名	前計画 策定時(R2)	目標値(R7)	現状値 (R6、★R7)
市民協働事業における庁内連携の部署 (所属)数	13 所属	20 所属	★17 所属
なやプラザでの市民活動相談件数	年間 97 件	年間 130 件	年間 70 件
市民活動団体向け講座の受講者数	年間 247 人	年間 300 人	年間 91 人

①協働のパートナーとしての市役所力の向上

成果	市役所の各部署に担当職員として市民協働推進員を配置し、推進員向け研修を実施することで、市民協働にかかる意識醸成が進みました。 また、「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業」を通じて団体と各部署が連携する機会が生まれたほか、さまざまな分野の部署において、委託、補助、協力など協働による取り組みが行われました。
課題	市民協働推進員に対して市民協働への理解の深化を図るとともに、連携・相談体制を構築することが求められます。また、市役所内のさらなる横の連携や協働の意識づくりが必要です。

②新たな時代に応じた市民協働の促進

成果	市民活動団体の新技術導入にかかる支援として、SNS や生成 AI の活用に関する講座をなやプラザで開催しました。 また、コロナ禍を経て、オンラインによる団体の課題解決や対面とオンライン両方を取り入れた事業の開催が進みました。
課題	市民活動団体向け講座について、参加者の増に向けてニーズを捉えた内容を反映させる必要があります。さらに、デジタル技術や AI の活用、活動 PR のためのデザインを学ぶ機会など、新たな時代や社会情勢に対応した支援が求められます。

2. 四日市市における市民協働の課題

社会潮流、地域社会のニーズ、前計画の評価等を踏まえ、本市における市民協働の課題を以下のとおり整理します。

(1) 情報発信力の強化と市民協働の入口の多様化

市民協働にかかる情報発信については、広報紙やホームページに加え、SNS での発信にも力を入れるなど、多様な手段を活用しました。

一方で、「市民協働虎の巻」の認知度が 8.2%にとどまるなど、市民協働の取り組みや仕組みの周知には課題が残っています。今後は、ホームページの内容充実やターゲットの設定などの工夫を凝らし、「届けたい人に届く」効果的な発信を行うことが求められます。

市民協働の担い手について、「地域づくりマイスター養成講座」をはじめ、市民協働を支える人材の育成は着実に進んでいます。一方で、若者など新たに地域に関わる層が参加しやすい環境づくりは十分ではありません。そのような中、市民アンケートや「わかもの協働座談会」の結果などでは、地域と関わりを持ちたい 10 代～30 代の若者が一定数いることが分かりました。

今後は、このような層が自分らしい形で地域に関われるよう、協働への多様な入り口を設け、関心やライフスタイルに応じた参加の機会を広げることが重要です。そのためには、誰もが気軽に参加できる仕組みを整え、地域の活力につなげていくことが求められます。

(2) 市民活動団体の運営基盤の充実と組織力向上

市民活動に関する相談対応や助成制度の案内、講座の開催などを通じて、市民活動団体の活動を支援してきました。

一方で、市民活動団体向けのアンケート結果からは、活動メンバーの負担が大きいことや、中心メンバーの高齢化、後継者不足など、団体運営の継続に課題があることが明らかになりました。また、資金面や人材確保、活動の広報についても、支援をさらに充実させる必要があります。

今後は、多様な社会課題に取り組む市民活動団体が、それぞれの特性や強みを生かしながら、より持続的かつ効果的に活動を続けられるよう、団体の発展段階やニーズに応じたきめ細かな支援を進めていくことが求められます。

(3) 市民協働を支える協力関係やつながる機会の充実

市民協働まつりやプロボノ活動支援事業などを通じて、多様な主体が交流するなど、活動の広がりや連携の芽が生まれています。

また、企業を対象としたアンケートからは、多くの企業が地域貢献やボランティア活動に取り組んでおり、高い社会貢献意識を持っていることが分かりました。

一方で、企業と市民活動団体等がつながる機会や場が不足しており、その後の継続的な関係構築や活動の深化には至っていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、多様な主体が対等な立場で関わり合い、連携の機会を生み出すため、主体同士を仲介するような、コーディネート機能の強化を図り、ハブとしての役割を充実させる必要があります。

(4) 市役所全体での市民協働の意識向上

市役所内での市民協働の推進に向けて、各部局に市民協働推進員を配置し、研修や協働事業を通じて職員の意識を高める取り組みが進んでいます。

一方で、市民協働推進員による情報共有や連携体制が十分に機能していないことや、市役所内での横断的な連携の不足が課題として挙げられます。

市民協働をより定着させていくためには、職員一人ひとりが協働の意義を理解し、日常業務において意識的に行動することが求められます。



「なやプラザ」について

なやプラザは、さまざまな分野で活躍している市民活動団体を支援する「四日市市市民活動センター」と、生涯学習活動など市民の自己実現の場である「四日市市なや学習センター」とを一体的に運営している施設です。

市民活動センターとしては、市民活動に役立つ情報の提供、市民活動を支援、推進する講座・イベントの開催、市民活動に関する相談業務などを行っています。

また、なや学習センターとしては、活動の場の提供として貸館を行っています。

なやプラザ



第4章

基本的な考え方

1. 基本理念

本市における市民協働の基本理念は、市民協働促進条例第3条で定められています。

市民協働促進条例では、市民自治基本条例の基本理念にのっとり、各主体が持つ情報を共有することにより協働を進め、お互いの長所を生かしつつ足りない部分を補いあうことにより、さまざまな課題の解決を図り、市民参加のもと、豊かで活力のある地域社会づくりを進めることを基本理念としています。

この基本理念では、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市が、対等な立場でお互いの特性を理解し、それぞれの役割に応じて連携・協働し、まちづくりに取り組む必要があることを明確にしています。

また、市が市民活動団体を支援する際には、市民活動団体が自主性・自立性を持って活動することを理解・尊重し、支援内容・手続き方法等について情報を公開するなど、公平性、公正性及び透明性を確保する必要があることについても明記しています。

【市民協働促進条例第3条】

- 1 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、四日市市市民自治基本条例(理念条例)(平成17年四日市市条例第1号)第3条に掲げる基本理念にのっとり、市民協働及び市民自治の実現に努めなければならない。
- 2 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならない。
- 3 市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続きが公平かつ公正で、透明性の高いものでなければならない。

2. 市民協働における各主体の役割と領域

(1) それぞれの主体の役割

市民協働促進条例では、市民協働を促進していくうえでの市民等、市民活動団体、議会、事業者、市の役割を以下のように定めており、本計画でも同様に位置付けます。

【市民協働促進条例】

(市民等の役割／第4条)

○市民等は、市民協働の意義を理解し、それぞれが互いに連携しながら主体的に市民活動及び市民協働に参加し、並びに第11条に定める計画の策定に参画するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割／第5条)

○市民活動団体は、市民活動を実施するとともに、その活動が広く市民等に理解されるよう努めなければならない。

(議会の役割／第6条)

○議会は、市民自治基本条例第14条第2項の規定に基づき、議会としての市民参加及び市民協働に係る制度を導入するよう努めなければならない。

(事業者の役割／第7条)

○事業者は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。

(市の役割／第8条)

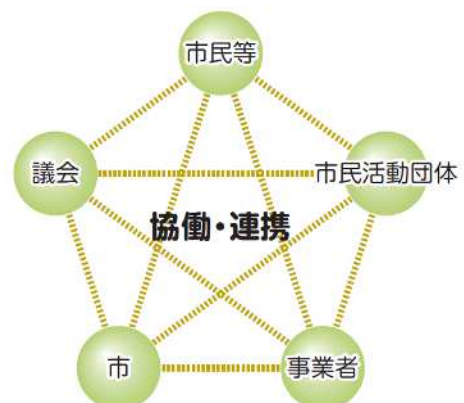
○市は、市民活動を促進する施策を実施し、市民自治が実現されるよう努めなければならない。

○市は、市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施に努めなければならない。

(2) 市民協働の領域

市民が幸せに暮らせる、個性的で豊かな地域社会を築くためには、行政がまちづくりに関する種々の課題を一手に担うのではなく、市民等一人ひとり、市民活動団体や事業者などさまざまな主体が「公共の担い手の一人」として役割を果たすことが必要不可欠です。

そのため、市民協働の基本理念に基づき、それぞれの主体間で協働・連携を進めていくことが重要です。



市民協働の担い手と領域のイメージ

3. 市民協働に向けた心構え

協働は、地域課題を解決するための「手法」であり、「目的」ではありません。

基本理念のもと、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域課題を「自分のこと」として捉え、知恵と能力を持ち寄り、お互いの活動を尊重しつつ、同じ方向に向かって協働の取り組みを進めることが大切です。

このため、市民協働を進めるための心構えとして、以下の5つを掲げています。①～③については、市民協働に関わるすべての人の心構えを、④、⑤では、実際に協働事業を進めていく際の各主体の心構えを説明しています。

①対等な関係を構築します

市民協働には、必ず、協働の相手が存在します。その相手と互いに対等の立場であることを自覚したうえで、より良い協働の関係を築きます。

②相互に理解します

市民協働においては、お互いの長所を生かしつつ、足りない部分を補い合うことで、さまざまな課題の解決に結びつけることが大切です。お互いの考えや特性を理解し、尊重しながら協働の取り組みを進めます。

③自主性と自立性を尊重します

市民協働を担うそれぞれの主体は、それぞれに独立し、自主性と自立性を持って活動しています。そのことを理解・尊重し、相手の活動に干渉したり、自立性を阻害したりすることのないようにします。

④公平・公正と透明性を確保します

上記の「対等な関係」「相互の理解」「自主性と自立性」を保つうえでは、透明性の高い取り組みを進めることが重要です。市民協働を担うそれぞれの主体は、自らの情報を積極的に公開することによって、理解し合い、信頼し合える関係を築きます。特に、市が市民活動団体の活動などを支援するにあたっては、支援の内容や手続きが公平・公正であることと、透明性を確保します。

⑤目標と検証結果を共有します

市民協働においては、その取り組みの目的、目標を共有することが大切です。何のために協働し、どんな成果を期待するのかといったことをお互いに共有しながら、取り組みを進めます。併せて、協働して取り組んだ結果を検証し、お互いに讃えあうなど、次の機会につなげていきます。

4. 本計画の基本方針

前段までに整理した社会潮流や本市を取り巻く状況、前計画の評価を踏まえ、整理した課題をもとに、本計画の基本方針を以下のとおり整理します。

基本方針1 市民協働の入り口の拡大

市民協働によるまちづくりへのきっかけとして、協働の入り口を多様に用意し、誰もが気軽に活動に参加しやすい仕組みを創出するとともに、情報発信の仕組みを強化します。

1-① 市民協働にかかる意識醸成、参加へのきっかけづくり

1-② 市民活動の担い手の掘り起こし・活用

1-③ さまざまな手法を活用した市民協働に関する情報発信

基本方針2 市民活動団体の活性化、持続可能な活動に向けた支援

多様な社会課題に取り組む市民活動団体が、それぞれの特性に応じた活動を展開できるよう、市民活動団体の持続的な運営に向けて、ニーズや発展段階に対応した支援を進めます。

2-① 市民活動団体の活動の活性化

2-② 市民活動団体の組織力強化に向けた支援

2-③ 市民活動団体の活動情報の提供、情報共有

基本方針3 つながりの創出及びコーディネート機能の強化

多様な主体が対等な立場で関わり合い、連携する機会を創出するため、なやプラザ等を拠点としたコーディネート機能の強化を図り、ハブとしての役割をさらに充実させます。

3-① 多様な主体による交流・連携の促進

3-② 市民協働の拠点機能の充実

行政の協働推進

市民協働の促進に向けて、市役所全体での市民協働にかかる意識醸成及び連携強化を図ります。

① 市役所の協働意識醸成

② 連絡・相談体制の構築

第5章

基本方針ごとの

方向性と主な取り組み

基本方針1 市民協働の入り口の拡大

目 標	市民協働によるまちづくりへのきっかけとして、協働の入り口を多様に用意し、誰もが気軽に活動に参加しやすい仕組みを創出するとともに、情報発信の仕組みを強化します。
------------	---

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

指標名	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
市民活動への参加率	29.4%	35.0%
地域づくりマイスター養成講座の累計修了者数	★363人	500人
なやプラザホームページの年間アクセス数	17,923件	25,000件

1-① 市民協働にかかる意識醸成、参加へのきっかけづくり

- ◇ 市民協働の取り組みについて明確なイメージを持ってもらえるよう、具体的で、わかりやすい事例や情報を発信し、興味・関心を促します。
- ◇ 市民協働の意義や楽しさを伝えることで、市民活動への参加のハードルを下げます。
- ◇ 市民協働への参加につながる入口を多様に用意し、参加のしやすさを工夫します。

主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
1	市民協働のPR	さまざまな機会・媒体を活用し、市民協働による取り組み、市民活動団体の活動について広く周知する。
2	市民協働によるまちづくりへの参画促進	次世代の市民協働を担うこどもや若者、また市民協働に関わったことのない市民が協働による地域づくりの実践に関わることができる場を設ける。
3	若者が市民活動に参加したくなる仕組みづくり	高校生や大学生など、若い世代に市民活動や地域活動に興味を持ってもらえるような仕組みづくりを進める。
4	なやプラザ市民協働まつりの開催(市民協働への意識づくり)	市民や市民活動団体等が交流できる「なやプラザ市民協働まつり」を開催し、市民活動参加につながる場を提供する。
5	「市民協働虎の巻」(手引書)の周知及び活用促進	市民協働の手引書である「市民協働虎の巻」について、市民協働への関わり方やニーズに応じた、市民にとって読みやすく興味をひく手引書となるよう更新する。

1-② 市民活動の担い手の掘り起こし・活用

- ◇ 市民協働に対する興味・関心が、実際の活動につなげられるための講座や体験の場を提供します。
- ◇ 活動を始める人への働きかけやサポートができる体制を整えます。

主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
6	地域づくりマイスター養成講座の開催	時流に合わせて、内容のブラッシュアップを図りながら、まちづくりのリーダー養成を目的とした講座を開催する。
7	地域づくりマイスター養成講座修了生が交流できる場の提供	地域づくりマイスター養成講座修了生同士が意見交換できる場や、次の展開につなげられる場を提供し、まちづくりの担い手としての関わりを促す。
8	若者まちづくり講座の開催	若者の協働に対するニーズの把握や、活動への第一歩を目的とした講座を開催する。
9	市民協働コーディネーターによる支援	市民協働にかかるコーディネーターにより、市民活動を始めようとする人の発掘やサポートを行う。

「地域づくりマイスター養成講座」(No.6)について

市民協働を理解し、地域と積極的に関わることができるリーダーの養成を目的として、様々な手法を取り入れた実践的な連続講座を開催しています。



1-③ さまざまな手法を活用した市民協働に関する情報発信

- ◇ SNS、紙媒体、イベント出展など、各種媒体の特徴を生かした情報の発信に取り組みます。
- ◇ 情報を集約し、継続的に発信することで、情報獲得のしやすさにつなげます。

主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
10	さまざまな媒体を活用した広報の充実	あらゆる世代に向けて情報を発信するため、SNS、紙媒体等のさまざまな媒体を活用した広報を行う。
11	なやプラザホームページによる情報の発信	なやプラザホームページにおいて市民活動団体等の紹介やイベント情報などを集約し、効果的な発信を行う。
12	イベントを活用した周知	なやプラザ市民協働まつり等のさまざまなイベントの機会を活用し、市民協働について対面で伝える場を提供する。
13	市民協働に関する出前講座等の実施	市民等のグループや市民活動団体からの要望をはじめ、さまざまな場面で市民協働の事例を用いた出前講座等を実施する。

「市民協働虎の巻」(No.5)について

市民等、市民活動団体、事業者などの地域を構成するすべての主体が市民協働に対する理解を深め、より良い市民協働の実践に繋げるために、市民協働の考え方や進め方などをまとめた手引書です。

つながる事例や市民協働の考え方、取り組みの進め方などを掲載しています。

四日市市

市民協働 虎の巻

— 3rd edition —

基本方針2 市民活動団体の活性化、持続可能な活動に向けた支援

目 標	多様な社会課題に取り組む市民活動団体が、それぞれの特性に応じた活動を展開できるよう、市民活動団体の持続的な運営に向けて、ニーズや発展段階に対応した支援を進めます。
------------	---

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

指標名	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
市民活動団体向け講座参加者数(年間)	91人	120人 ↗
自治会加入率	83.7%	90.0% ↗
市民活動団体登録数	★87団体	100団体 ↗

2-① 市民活動団体の活動の活性化

- ◇ 市民活動団体それぞれの特性を把握するとともに、課題やニーズに柔軟に対応できる体制を整えます。
- ◇ 活動の段階的な成長や持続的な運営を支援できるよう、制度・仕組みづくりを進めます。

主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
14	市民協働に関する相談体制の充実	なやプラザ等において、市民活動に関する相談や、団体のニーズに合った情報提供を行う体制を充実させる。また、三重県労協活用促進地域連携協議会に参画するなど、新たな制度の研究・周知を行う。
15	活動交流会の開催	市民・団体・企業等さまざまな主体同士が気軽に交流できる場所を提供し、新たなつながりを創出する。
16	市民活動団体向け講座の開催	市民活動団体が抱える課題の解決に役立つテーマを設定するなど、多様な講座を開催する。
17	「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業(担い手事業)」の実施	市民協働の促進に必要な担い手の育成や市民活動団体のネットワーク化を推進するため、団体と市双方の得意分野を生かした協働事業を実施する。併せて、要望や課題を把握し、制度の充実につなげる。
18	市民活動団体の活性化に向けた支援	市民活動団体の活動の活性化に向けて、市民活動団体からの提案のもと、各団体の課題・ニーズに合わせた支援につながる場を提供する。
19	市民活動総合保険の継続的な提供	引き続き、市民活動中の事故に起因した損害等に対する補償制度を提供する。

2-② 市民活動団体の組織力強化に向けた支援

- ◇ 活動の組織力の基盤であるヒト・モノ・カネの充実のほか、組織運営の効率化に向けた仕組みづくりや情報提供を行い、継続的な支援を図ります。
- ◇ 新たな時代や社会情勢に対応した支援内容を検討します。
- ◇ 自治会加入への促進を図るとともに、地域の特性や課題に応じた地域づくりに向け、市民活動団体と自治会等の地縁団体との連携を促し、各団体の維持・強化を支援します。

主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
20	プロボノ事業の推進	専門的な知識やスキルを生かして社会貢献活動を行いたい社会人と、運営上の課題を解決したい市民活動団体とのマッチングを行い課題の解決につなげる。
21	助成金、資金調達の支援	市民活動団体の資金獲得に向けて、助成金セミナーやクラウドファンディング等に関する講座を開催する。また、市民活動団体への財政的支援について、新たな仕組みづくりを検討する。
22	助成制度の紹介	民間企業や各種団体が主催する市民活動団体向けの助成金事業の情報を紹介する。 また、市や関係機関の助成制度を取りまとめた「助成制度のしおり」を作成し、配布する。
23	なやプラザの機能充実	市民活動センターとして、市民活動に必要な印刷等のサービスのほか、市民活動に関連した書籍やチラシなどの情報、気軽に利用できる場所を提供する。
24	自治会加入促進条例の周知・啓発	自治会の意義や役割に関する広報・啓発に努め、自治会への加入を促進し、自治会加入率の維持向上に取り組む。
25	「まちづくり協議会」等の活動支援	各地区の「まちづくり協議会」等の充実強化に向け、地域社会づくり総合事業費補助金等による支援を継続して実施する。
26	地縁団体との連携強化	地域課題の解決に向けて、NPO等の市民活動団体と自治会等の地縁団体との連携を進める。

2-③ 市民活動団体の活動情報の提供、情報共有

- ◇ 市民活動団体同士の連携を効果的に行うため、市民活動団体の登録を促します。
- ◇ 誰でも気軽に見られる媒体・発信方法で、継続的に活動団体情報を公開・共有します。

主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
27	市民活動団体の登録促進と情報のデータベース化	市民協働促進条例に基づく市民活動団体の届出制度による登録を促し、市民活動団体同士の連携を効果的に行うことができる仕組みづくりを進める。
28	市民活動団体の登録情報の共有	各団体の特性を生かせるような連携を促したり、新たな取り組みや発展が芽生えたりするよう、市民活動団体の登録情報について共有するため、なやプラザホームページや紙媒体で公開する。
29	各団体による活動情報の発信	各団体の活動内容やイベント情報をホームページやチラシ配架などにより発信する。

「プロボノ事業」(No.20)について

プロボノとは、ラテン語の Pro Bono Publico(公共善のために)を語源とする言葉で、社会的・公共的な目的のために、職業上持っている専門的な知識やスキル、経験を生かして社会貢献するボランティアのことを言います。

本市では、専門的知識を持ち社会貢献をしたいと考える社会人と、運営上の課題を解決したい市民活動団体をつなぐプロボノ事業を実施しています。



基本方針3 つながりの創出及びコーディネート機能の強化

目 標	多様な主体が対等な立場で関わり合い、連携する機会を創出するため、なやプラザ等を拠点としたコーディネート機能の強化を図り、ハブとしての役割をさらに充実させます。
------------	---

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

指標名	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
プロボノ事業に参加したプロボノワーカーの所属企業・団体数(累計)	★40 者	50 者
市民活動センター利用者数(年間)	594 人	1,000 人

3-① 多様な主体による交流・連携の促進

- ◇ 地域内のネットワーク形成やコーディネート機能の充実を図り、個人や各種団体、企業等の多様な主体が、市民協働に取り組むための風土づくりを行います。
- ◇ 多様な主体と市民活動団体が、お互いの特性や強みを発揮しながら、相互に連携できる機会や仕組みを充実・強化させます。
- ◇ 新たに市民協働の担い手となりうる主体に対して、積極的な働きかけを行い、市民協働における一層の広がりをつくります。

主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
30	多様な主体によるネットワークの形成	地域課題の解決を目的として、市民活動団体が他の市民活動団体や事業者等とネットワークを形成する取り組みの促進を図る。
31	中間支援機能の強化	なやプラザと連携し、中間支援機能を担う団体等を掘り起こすとともに、その担い手となる市民協働コーディネーターの育成を図る。
32	なやプラザ市民協働まつりの開催(交流の促進)	市民活動団体や生涯学習団体、事業者等の出展者や来場者が交流し、その後の活動につながる関係を築くきっかけとなる場づくりを行う。
-	活動交流会の開催【再掲】	市民・団体・企業等さまざまな主体同士が気軽に交流できる場所を提供し、新たなつながりを生みだす。
33	事業者の社会貢献活動と市民活動との連携	事業者の社会貢献活動と市内で活動する市民活動団体が連携を進めることができるよう、プロボノ事業や交流会などを行う。

3-② 市民協働の拠点機能の充実

- ◇ 市民協働の拠点として、なやプラザの維持・拡充を図りつつ、市民活動団体の課題を把握することで、団体の活動のしやすさを支援し、積極的な活動へとつなげます。
- ◇ 市民活動団体に向けて、拠点施設活用のメリットを発信し、利用を促します。

主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
—	なやプラザの機能充実【再掲】	市民活動センターとして、市民活動に必要な印刷等のサービスのほか、市民活動に関連した書籍やチラシなどの情報、気軽に利用できる場所を提供する。
34	市民活動しやすい環境づくり	なやプラザにおいて市民活動団体が活動しやすい環境を整備する。
35	利用ニーズの把握	市民活動団体及びなやプラザ利用団体へのアンケートやヒアリング等により、ニーズを把握し、なやプラザの運営に反映する。

「市民協働まつり」(No.32)について

市内のさまざまな市民活動団体や生涯学習団体などの活動、事例などを紹介し、市民のみなさんと団体が楽しみながら理解・交流を深め、市民協働について知っていただくためのイベントを開催しています。



四日市市なやプラザ 市内の市民活動団体や生涯学習団体が集まる一大イベント！

市民協働まつり

2025 **3/16** 日

10:00 ▶ 16:00

たのしくないわけがない！

ステージ・動画 津軽三味線 合唱 大正琴 昭和歌謡 ウクレレ 詩吟 小型ハープ 落語 フラダンス 活動発表	体験学習 津軽三味線 大正琴 紙飛行機と船工作 リサイクル工作	物販 おやき・サブレ コーヒー パズル 否本市
---	--	--

このほか各団体によるブース展示も！
 各団体やステージプログラムなど、詳しくは【なやプラザWEBサイト】をご確認ください。

四日市市なやプラザ
 〒518-2045 西日高駅前4番17号
 TEL 058-353-1312 FAX 058-357-1317
<http://www.nayaplaza.com/naayaplaza/032/>

行政の協働推進

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

目 標	市民協働の促進に向けて、市役所全体での市民協働にかかる意識醸成及び連携強化を図ります。
------------	---

指標名	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
市が市民協働により実施している取り組み数(年間)	★163 件	175 件
市民協働事業における市役所内連携の件数(累計)	★29 件	40 件

① 市役所の協働意識醸成

- ◇ 市役所全体における協働委託等の取り組み拡大を図ります。
- ◇ 市役所内の市民協働事業の周知と理解向上を図ります。

主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
36	職員研修の実施	職員研修等を通じて、市民協働について学ぶ機会を提供し、市役所全体で市民協働の意識醸成等を図る。
37	市職員退職予定者への市民協働に関するセミナーの開催	退職予定者向けに、これまでの経験や知識が役立つような市民協働の実践、市民活動団体での活動への積極的な参加について呼びかけを行う。
38	市民協働により実施している取り組みの調査実施	市が市民、市民活動団体、事業者等と協働して実施している取り組みの調査を実施し、情報の共有化を図り、施策の検討に活用する。

② 連絡・相談体制の構築

- ◇ 市民協働における各事業や研修を通じて、各部署との連携強化を図ります。
- ◇ 各部署と情報を交換・共有し、市民協働の視点を取り入れた事業や取り組みを進めます。

主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
39	各部署への市民協働担当の配置	各部署へ市民協働推進員を配置し、連携・相談体制を構築のうえ、これらの職員を介して市と市民活動団体をつなぐ。
40	市役所内連携の促進	「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業」において、事業内容に応じて関係する課への情報共有、働きかけを行う。

第6章

計画の推進にあたって

1. 計画の周知と共有

市民協働に関連するさまざまな主体は、市民協働促進条例第3条の基本理念を踏まえ、市民協働の実現に努めることとなっています。

そのため、これらの主体に対し、本計画についての理解を促し、具体的な活動につなげるため、さまざまな場面で、本計画の周知に努めます。

また、本計画に位置付けた個々の事業や活動内容が共有されるよう、積極的に広報、啓発活動を行います。

2. 計画の推進と進捗管理

本計画の効果的な推進を図るため、市民協働庁内推進会議を開催し、市民協働担当を中心に、あらゆる部局が、積極的に市民協働に取り組むことができる体制を構築します。

また、市民協働促進条例第12条に基づく、四日市市市民協働促進委員会を定期的で開催し、本計画に掲げる事業の進捗状況及び取り組みの検証を行い、今後の事業内容に反映させるなど、PDCAサイクルの仕組みに沿って計画を推進します。

このほか、多様な主体が最新の地域の状況やニーズを把握することを目的に、市民協働担当と市民活動団体が情報交換やアイデアを出し合う機会をつくります。



資料編

1. 本市が市民協働により実施している取り組み

市が市民等、市民活動団体、事業者などと協働して実施している取り組みは次のとおりです。

(1)委託による取り組み

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
1	防災倉庫・水防倉庫点検業務	各地区防災組織等が各地区に設置されている防災倉庫と水防倉庫の点検を実施	危機管理課
2	地区防災組織連絡協議会調査研究委託	四日市市地区防災組織連絡協議会役員会において、市が提案する行政事項にかかる協議やブロック会議における連絡調整及び意見聴取等の調査研究活動を実施	危機管理課
3	人権のまちづくり事業	地域課題の解決や文化の継承などに取り組むことで、差別意識の解消を図る「人権のまちづくり」を、地域団体と協働して実施	人権センター
4	人権・同和教育推進業務	住民が主体となり、住民自ら人権が尊重されるまちづくりに取り組む啓発活動を、各地区の人権・同和教育推進協議会等と協働して実施	人権センター
5	神前大日山環境保全事業業務委託	地元住民を中心とした「神前里山を守る会」に市有地の間伐、伐採、除草、清掃、植樹等の環境保全事業の業務委託を行い、「神前大日山」の環境を整備	資産マネジメント課
6	桜財産区環境整備事業業務委託	地元の連合自治会に対し、桜財産区に植樹した樹木の周辺の下草刈や枝打ち、施肥、樹木の補助柱の補強修理作業等を委託し、桜財産区の環境を整備	資産マネジメント課
7	市民大学講座の企画運営委託	市民の生涯学習活動を支援し、その学習意欲が主体的な市民活動につながることを目的として開催する市民大学について、市民団体、グループに企画・運営を委託して実施	市民生活課
8	外国人市民向け防災啓発事業	地震等の災害に関して外国人市民の危機意識の向上を図り、災害時の対応や共助についての啓発を行うため、笹川地区の自治会やビレッジハウス、県営住宅の外国人市民向け防災訓練を支援	多文化共生推進室
9	笹川子ども教室事業	笹川地区において地域団体、ボランティア等と連携し、日本語の指導等が必要な児童生徒に、日本語能力の向上と日本社会・文化の理解促進や、学習習慣の定着を支援	多文化共生推進室
10	日本語学習支援体制づくり事業	外国人市民の日本語学習環境の充実を図るため、国(文部科学省)の補助金を活用し、三重県と連携を図りながら、ボランティアによる日本語教室ネットワーク会議の開催、日本語学習支援者育成研修などを実施	多文化共生推進室

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
11	夜間日本語教室	笹川地区に居住する、就労等により昼間日本語教室等に通えない外国人市民に対して、日本語によるコミュニケーション能力や、就労につながる日本語能力を向上させるために、ボランティアによる夜間の日本語教室を実施	多文化共生推進室
12	日本語学習支援等事業	ボランティアによる外国人市民に対する日本語学習支援(日本語サークル)、日本語学習支援ボランティア養成事業などを実施	多文化共生推進室
13	次世代の市民協働を担う人材の育成	将来の四日市市を担う世代のうち小学生・中学生を対象に、市民協働に興味・関心を持つことができるよう、さまざまな主体による地域づくりの実践が体験できる講座やイベントを開催	市民協働安全課
14	市民協働を促進するネットワークの形成	目の前にある地域課題の解決を目的として、市民活動団体が他の市民活動団体や事業者等とネットワークを形成する取り組みとして、関係者を集めた講座やワークショップ等を開催	市民協働安全課
15	事業者の社会貢献活動と市民活動のマッチング	NPO や地縁団体が、CSR 活動等の事業者が行う社会貢献・地域貢献活動と連携できるよう、情報交換が図られる事業を実施	市民協働安全課
16	自治会等の地縁団体との連携強化	NPO 等の市民活動団体が、自治会等の地縁団体と連携し、ノウハウや人的資源等を活用して地域課題の解決に取り組む	市民協働安全課
17	プロボノ事業	専門的能力を生かして社会貢献をしたい社会人と、それらの人材から支援を受けたい市民活動団体をマッチングするプロボノ事業を実施	市民協働安全課
18	はもりあカレッジ	男女共同参画への理解や関心を高め課題を市民と行政が共有すること及び市民グループの自主活動能力の向上を目的とした連続講座を、市民グループに企画運営を委託して実施	男女共同参画課
19	男女共同参画センター夜間開館管理運営業務委託	男女共同参画センターに登録があり、男女共同参画推進事業の実績がある登録グループに、センター夜間開館管理運営業務を委託	男女共同参画課
20	居場所のつながり推進事業	地域における居場所づくりの担い手がつながる「つながりの場」を作ることにより、福祉課題を抱える人に、適切な社会資源をマッチングし、課題の解決を目指す	福祉総務課
21	ふれあいいいききサロン推進事業	高齢化が進む中、介護予防の推進がさらに重要となることから、地域で介護予防に資する取り組みを行う「ふれあいいいききサロン」の育成・支援を実施	高齢福祉課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
22	健康づくり市民協働事業	地域の中で継続的に実施できる住民主体の介護予防を推進する一環として、住民自らが介護予防ボランティアとして活動できる事業を実施	高齢福祉課
23	ふれあい農園運営事業	障害者施設事業を営む社会福祉法人に、障害者が農作業を通じて自然と親しみ、幅広く交流を図るために設置したふれあい農園や収穫祭の運営管理を委託	障害福祉課
24	障害者等地域生活支援養成事業	障害児・者が地域において自らのニーズに基づき、その人らしい生活が送れるよう、質の高い支援ができる人材の養成を行うこと、また障害を理由とする差別の解消を推進するため、市民および支援者に対して障害児・者に関する理解を深めることを目的に行う講座を委託	障害福祉課
25	健康ボランティア事業	市民の自主的な健康づくりを推進するため、健康ボランティア団体に、生活習慣病予防・食生活改善などの活動を委託して実施	健康づくり課
26	こころの健康講座(継続研修)事業	こころの健康づくり等の普及啓発を図るため、当事者理解を深める講座の企画、実施を精神障害者作業所に委託	保健予防課
27	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを助けてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員になって相互の信頼と了解のもとに助け合う相互援助活動を市民活動団体に委託して実施	子ども未来課
28	地域子育てサロン事業	子育て家庭が地域でつながり安心して子育てできるよう、地域住民が主体となって、地域内で子育て家庭が集える場としてのサロンの開催を市社協に委託	子ども未来課
29	こどもの生活リズム向上事業	学校園・家庭・地域社会が連携のもと、こどもの生活リズムを向上させるためのさまざまな活動に取り組む学校園を指定し、それぞれの推進委員会に委託	青少年育成室
30	家庭教育講座委託事業	市内各幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校の保護者会もしくはPTAに、家庭教育に関わる研修会・講演会の実施を委託し、保護者にとって参加しやすい機会・場を設定し、学習の機会を提供	青少年育成室
31	こんにちは赤ちゃん訪問	乳児家庭の孤立防止のため、おおむね生後4か月までの乳児がいる家庭への全戸訪問を通じた子育て情報の提供・支援を市民活動団体に委託 こんにちは赤ちゃん訪問に併せて、国の出産・子育て応援交付金事業出生後面談業務を委託	子ども家庭センター
32	支援対象児童等見守り強化事業	家庭環境の変化等により、困難を抱える子どもとその家族を定期的に訪問し、食料品の提供等を行いながら、見守り支援を実施	子ども家庭センター

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
33	はじめまして絵本事業	「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に、おすすめ絵本の中から希望する1冊を配付し、親子で絵本を楽しむ方法を伝えるとともに、地域の子育て支援センターや図書館等で実施している読み聞かせ等についての情報を提供(絵本の購入、管理及び契約団体の訪問員が訪問する家庭に対して絵本の配付と情報提供を行う)	こども家庭センター
34	伊坂・山村ダム周辺緑地管理委託	管理区域内の除草・清掃・ゴミ収集等、周辺パトロールや、施設の修繕・サイクリングコースの整備等を公益財団法人四日市市文化まちづくり財団に委託	観光交流課
35	伊坂ダムサイクルパーク休憩施設管理委託	伊坂ダムサイクルパークの休憩施設における館内の見回りなどの安全管理や、利用者への注意喚起など、施設の管理運営を公益財団法人四日市市文化まちづくり財団に委託	観光交流課
36	市民芸術文化祭開催にかかる企画・運営委託	さまざまな文化団体による各種文化事業を市民文化祭として取りまとめ、年間を通じて広く市民に参加・鑑賞の機会が開かれるよう企画運営を委託して実施	文化課
37	四日市市美術展覧会開催事業	市民の創作意欲を高めるとともに、美術に対する理解を一層深め、本市の美術水準の向上に寄与する美術展開催を公益財団法人四日市市文化まちづくり財団へ委託して実施	文化課
38	文化財維持管理事業	史跡等の草刈・樹木剪定等清掃業務を地元の保存会等に委託して実施	文化課
39	旧四郷村役場維持管理事業	週に1度の建物の開放等、市指定有形文化財旧四郷出張所の管理業務を、地元の市民活動団体に委託して実施	文化課
40	久留倍官衙遺跡公園管理業務委託	久留倍官衙遺跡公園の管理業務(草刈・鍵管理・屋外トイレ清掃一式)を久留倍官衙遺跡公園管理会(地元市民団体)に委託	文化課
41	中心市街地活性化への取組(高校生魅力創出事業)	高校生による市内商店街等の活性化に向けた取り組みの成果発表を実施	商業労政課
42	市民菜園管理運営	市内に開設した市民菜園等の運営管理等を市民に委託	農水振興課
43	吉崎海岸の保全に係る企画運営業務委託	魅力的な地域資源である吉崎海岸の保全を目的として、楠地区まちづくり検討委員会に企画運営業務を委託し、市民参加型清掃イベントを実施	環境政策課
44	特定外来生物捕獲・処分委託	市民からのアライグマ及びヌートリアに係る情報提供等により、四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく特定外来生物の捕獲・処分を猟友会へ委託して実施	環境政策課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
45	エコパートナーシップ推進事業	環境活動を行う市民などをエコパートナーとして登録し、エコパートナーからの提案による環境学習事業を委託して実施	環境政策課／四日市公害と環境未来館
46	環境学習事業等運営業務委託	市民が人と環境との関わりについて理解と認識を深めることにより、良好な環境を目指し、環境に配慮した行動がとれるよう、環境学習事業等を委託して実施	四日市公害と環境未来館
47	生ごみ減量推進等事業	ごみの減量を進めるため、市民を対象とした生ごみ処理機に関する相談窓口の設置及びセミナーの実施	生活環境課
48	四日市あすなろう鉄道を活用したまちづくり事業	四日市あすなろう鉄道を活用した企画の提案を募り、市民主体によるまちづくり活動を実施	都市計画課
49	河川の草刈作業の自治会等への業務委託	河川(準用河川)の除草業務の内、一定の範囲内で地元等の協力が得られた箇所について自治会等に委託して実施	河川排水課
50	里山保全事業	市街地周辺の貴重な里山を保全するため、都市緑地法に基づき地権者と市との契約により開設した市民緑地において、住民や地域団体との協働による整備・維持管理を実施	公園緑政課
51	点字・録音図書資料作成業務	点字・録音図書資料の作成について、音訳・点訳のノウハウを持った図書館ボランティアに委託して実施	図書館
52	四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会委託業務	収蔵品の整理、季節に応じた展示替え、来館者案内・説明、普及啓発に関する事業の実施、資料館の活用と広報活動等を地元の保存運営委員会に委託して実施	博物館
53	子ども人権文化創造事業	各人権プラザ(児童集会所)を活動拠点として、家庭、地域、学校・園が協働し、人権学習会やキッズ・スクール活動等を実施	人権・同和教育課
54	自己実現支援事業	各人権プラザ(児童集会所)を活動拠点として、家庭、地域、学校・園が協働し、学習支援活動や進路・就労につながる出会い、体験活動を実施	人権・同和教育課

(2)補助金等を活用する取り組み

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
1	地区防災組織活動補助金	災害時において、被害を軽減するための予防・減災活動に視点を置いた地区防災組織の事業への補助	危機管理課
2	自主防災組織設置助成	自主防災組織が設置されていない地域において、自主防災組織の設置を推進するため、設置にかかる費用を補助	危機管理課
3	地域社会づくり総合事業費補助金	市民が地域において、自らの手によりまちづくりを進めることができるよう、地域団体が自主的に取り組むさまざまな事業に補助	市民生活課
4	地域防犯活動支援事業費補助金	地域ぐるみの安全なまちづくりを推進するため、自主防犯団が行う地域の防犯に関する事業に対する補助	市民協働安全課
5	防犯カメラ設置事業補助金	市民が安全で安心して生活できる地域社会の実現に寄与するため、自治会等が公共の場所に向けて新たに防犯カメラを設置する事業に補助	市民協働安全課
6	地域防犯活動普及啓発事業補助金	防犯パトロール等を実施している、もしくは、これから始める地域の団体等に、自主防犯活動の進め方や注意点などの実地指導を行う四日市市地域防犯協議会に対する補助	市民協働安全課
7	防犯外灯新設維持費補助金	公共の安全の確保に寄与することを目的として、自治会が実施する防犯外灯の設置や撤去にかかる費用、自治会が負担している電灯料に対し、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団を通じて補助	市民協働安全課
8	四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、地域において多様な主体による介護予防・生活支援に資する活動を実施する市民活動団体に補助	高齢福祉課
9	総合事業第1号事業訪問型サービスB事業	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスB(住民やNPO主体のサービス)を実施する団体に補助	高齢福祉課
10	総合事業第1号事業通所型サービスB事業	介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスB(住民やNPO主体のサービス)を実施する団体に補助	高齢福祉課
11	四日市市老人クラブ補助金	高齢者の福祉の増進を図るため、市内の単位老人クラブ及び四日市市老人クラブ連合会が行う事業に対して行う補助	高齢福祉課
12	障害者スポーツ振興事業	障害者の自立、社会参加、健康増進に寄与するために実施される障害者スポーツ大会への補助	障害福祉課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
13	四日市市障害者大会の開催運営	障害者問題への理解と認識を深め、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害の特性を理解し合うために障害者自らが中心となり開催する障害者大会に補助	障害福祉課
14	在宅医療市民啓発事業	在宅医療を広く市民に知ってもらうため、市民企画の在宅医療啓発事業への補助	保健企画課
15	学童保育事業	保護者の就労等により放課後等に留守家庭となる小学生の生活支援と、その保護者の就労支援を目的として、学童保育を実施する地域の運営委員会に補助	こども未来課
16	子ども食堂等支援事業費補助金	こどもが孤独・孤立に陥らないようにするため、こどもの居場所の提供を行い、こどもとその保護者を行政等の支援につなげる事業を実施する団体等に対し、経費を補助	こども未来課
17	四日市市青少年育成市民会議事業費補助事業	青少年の健全育成を図るため、国・県及び市の施策と連携し、「家庭の日」の啓発活動や市民の理解と認識を深める総合的な運動を展開する青少年育成市民会議の活動に補助	青少年育成室
18	四日市子ども育成ネットワーク事業費補助事業	自主性・社会性・創造性豊かなこども、心身が健やかなこどもを育むことを目標として子ども育成ネットワークが行っている、地域を基盤とした子ども育成活動を支援	青少年育成室
19	四日市市地区補導代表者会事業費補助事業	青少年の健全育成及び非行防止のため活動している地区補導代表者会の補導活動、非行防止活動及びこどもの安全・安心を確保するための啓発活動等を支援	青少年育成室
20	こども広場整備事業	自治会等の地域団体が設置・管理するこども広場について、新設・補修・増設にかかる経費の一部を補助	青少年育成室
21	大四日市まつり事業費補助金	明るく、文化的な産業都市「四日市」の実現を目指して実行委員会が開催する「文化都市四日市を創る大四日市まつり」に対する補助	観光交流課
22	四日市花火大会事業費補助金	夏の風物詩として、四日市のイメージの高揚と街の活性化を目的に実行委員会が開催する「四日市花火大会」に対する補助	観光交流課
23	なんでも四日の市事業補助金	市内外から人を呼び込み、中心市街地のにぎわいの創出及び商店街の活性化を目的とし、なんでも四日の市出店者連絡協議会が開催する「なんでも四日の市」に対する補助	観光交流課
24	レジャー施設事業費補助金	公益財団法人四日市市文化まちづくり財団が運営する伊坂ダムサイクルパーク及び四日市スポーツランドの事業に対する補助	観光交流課
25	さくらまつり等事業費補助金	地域住民が自ら主催するさくらまつり等の観光・集客・交流目的を有した行事に対する補助	観光交流課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
26	四日市市観光おもてなし事業補助金	本市東海道の魅力向上および本市らしいおもてなしに関する事業、又は、地区空き家等活用計画を定めた地区内の空き家・空き店舗を活用し、都市計画法に基づく許可を受けて観光サービス施設の用途で、新たに出店する事業を実施する経費に対する補助	観光交流課
27	市民文化事業支援補助金	市民が文化に触れる機会の拡大を図るため、市民が自主的に開催する全市的事业、地区事業、民間文化施設を活用して開催する文化事業への補助	文化課
28	民間文化支援活用補助金	市民が優れた芸術文化により低廉化した料金で触れられる機会を数多く提供するとともに、優れた民間文化施設を活用して開催する文化事業への補助	文化課
29	文化団体活動支援補助	自主的で創造的な文化活動に市民が参加できる機会を創出し、また、豊かで魅力ある地域社会づくりの推進を図るため、(一社)四日市市文化協会が行う文化事業への補助	文化課
30	四日市 JAZZ フェスティバル支援事業	市民の主体的な活動により、本市の文化力の創造と発信をさらに高められるよう、音楽を通じた魅力と活気あふれたまちづくりを支援するため、「四日市 JAZZ フェスティバル」のゲストミュージシャン招聘について実行委員会へ補助	文化課
31	地域の文化遺産保存・継承支援事業	四日市ゆかりの伝統的な文化行事や郷土の歴史資料などの文化遺産の保存・継承を目的とした、用具や収蔵施設の修繕や担い手育成事業への補助	文化課
32	指定文化財保存事業費補助金	市民が所有する指定文化財が破損等した場合、すみやかに修理補修できるよう、文化財保護条例に基づき、修理等の経費の一部を補助	文化課
33	ユネスコ無形文化遺産継承支援補助金	ユネスコ登録による見学者増に対応し、見学環境の充実や行事の広報に対して経費の一部を補助	文化課
34	四郷ふるさとの道トイレ維持管理事業	四郷ふるさとの道室山町駐車場及び旧四郷村役場屋外に設置するトイレ清掃業務を地元へ委託して実施	文化課
35	四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業補助金	スポーツを通じた青少年の健全育成と自転車競技の普及振興や本市の地域振興への貢献を目的とし実行委員会が開催する「全国ジュニア自転車競技大会」に対する補助	スポーツ課
36	四日市市運動広場整備事業	地域における住民の健康増進等を図るため、連合自治会又は自治会が市所管の用地以外に設置する運動広場の整備に対して助成	スポーツ課
37	プロ野球ウエスタンリーグ公式戦事業費補助金	市民のスポーツ振興及び観客等が来市することによる地域の活性化を目的に、実行委員会が開催する「プロ野球ウエスタンリーグ公式戦」に対する補助	スポーツ課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
38	四日市市総合型地域スポーツクラブ育成補助金	市内で新たに設立された総合型地域スポーツクラブが行う事業に対する補助	スポーツ課
39	四日市市総合型地域スポーツクラブ振興事業補助金	総合型地域スポーツクラブが行う市民が安心してスポーツに取り組める環境づくりと市民のスポーツ参加率の向上を図るための事業に対する補助	スポーツ課
40	総合型地域スポーツクラブ協議会事業費補助金	各総合型地域スポーツクラブの情報交換や会員同士の交流を促すとともに、市民がスポーツを行う機会や子どもがスポーツに触れるきっかけを創出するための当該協議会事業に対する補助	スポーツ課
41	地域スポーツ振興事業費補助金	総合型地域スポーツクラブが行う市民の運動・スポーツの習慣化や、健康増進につながる事業に対する補助	スポーツ課
42	公益財団法人四日市市スポーツ協会事業費補助金	スポーツの普及と育成、及び公益財団法人四日市市スポーツ協会の加盟団体の強化発展と競技力の向上を図るための当該協会事業に対する補助	スポーツ課
43	四日市市レクリエーション協会事業費補助金	四日市市レクリエーション協会の健全な運営を図り、四日市市のレクリエーション活動の中心的役割を担う団体を育成するための当該協会事業に対する補助	スポーツ課
44	四日市市スポーツ推進委員協議会事業費補助金	スポーツ推進委員の組織の充実と生涯スポーツ・地域スポーツの普及を目指すための当該協議会事業に対する補助	スポーツ課
45	四日市みなとランフェスティバル事業補助金	市内の公道を使用したランニングイベントへの支援を行うことで、ランニング競技に親しむ機会の創造による本市のスポーツ振興、ランニングを通じた市民の健康増進や地域活性化のきっかけを提供することを目的とした実行委員会が開催する「四日市みなとランフェスティバル」に対する補助	スポーツ課
46	商店街活性化イベント事業補助金	商店街の振興を目的とする団体等が、商店街の賑わいの創出を図るために実施するイベント事業に対して、開催経費の一部を補助	商業労政課
47	商店街魅力アップ事業補助金	商店街の特性を生かし、創意工夫のもと実施する新たな顧客獲得の取り組みや、高校生等の若者が中心になって行う文化・社会活動等の発表に要する経費に対する補助	商業労政課
48	四日市市中心市街地イルミネーション事業補助金	中心市街地における賑わいの創出を目的として諏訪栄町地区街づくり協議会が実施するライトアップ事業に要する経費に対する補助	商業労政課
49	若者就労支援に関する支援	市内在住の若年者の就労支援に取り組む団体が行う、就職に有意義なセミナーの開催等の支援	商業労政課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
50	鳥獣被害防止対策事業	地元住民等が行う防除への取り組み・防除施設の整備に対する支援	農水振興課
51	学校給食等地産地消推進事業	学校給食における地場農産物の利用拡大を図るため、学校給食に農産物を出荷する登録農家(アグリサポーター)に対し、奨励金を交付	農水振興課
52	優良農地復元化事業補助金・奨励金	農地の保全のため、遊休化した農地を優良農地に復元する農業者の取り組みに対する支援	農水振興課
53	集団転作推進事業費交付金	集落単位等の団体による作付けの団地化への取り組みに対する支援	農水振興課
54	環境保全型農業直接支払交付金	環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する支援	農水振興課
55	多面的機能支払交付金	地元での農地・農業用水等の保全に取り組む団体に対する支援	農水振興課
56	沿岸漁業振興事業費補助金	水産資源を確保し沿岸漁業の振興を図るために漁協が実施するガザミ等の種苗放流事業等に対する支援	農水振興課
57	里山竹林環境保全支援事業費補助金	里山保全活動団体が地域住民の憩いの場としての利用や安全性を確保することを目的として、自主的に里山や竹林を整備する取り組みへの補助	農水振興課
58	農地大規模化支援事業費補助金	地域の担い手農家へ集積される農地について、水田の大区画化に必要な畦畔の除去及び畦畔除去後の整地に対する支援	農水振興課
59	スマートシティ構築促進補助金	地球温暖化防止対策の推進及びスマートシティの構築のため、住宅へ創エネ、畜エネ、省エネ設備を設置しようとする個人に対する補助	環境政策課
60	四日市市燃料電池自動車導入促進補助金	地球温暖化防止対策の推進及びゼロカーボンシティの構築に資するため、燃料電池自動車を導入する者への補助	環境政策課
61	四日市市太陽光発電設備等設置費補助金	県内の各地域で再生可能エネルギーの導入とその電力活用を促進するために実施する「三重県太陽光発電設備等設置費(個人向け)補助事業」を活用し、自家消費を主目的として市民が居住する住宅の屋根等に設置する太陽光発電設備等の導入に対する補助	環境政策課
62	四日市市エコステーション促進事業費助成金	市民の利便性の向上や資源回収量の拡大を図るため、スーパーの駐車場等で資源物の回収拠点の管理運営を行う団体に対し、資源物の回収量に応じ交付	生活環境課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当 部署名
63	資源集団回収助成金	ごみの減量及び資源の有効利用の促進を図り、地域社会づくりに資することを目的として自治会等が自主的に実施する紙類、布・衣類の資源回収の回収量に応じ交付	生活環境課
64	コミュニティバス支援事業	交通空白地域において、高齢者等交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、市民活動団体等が自主的に運行するバス等への運行支援	都市計画課
65	花と緑いっぱい事業	公園・街路等公共施設で花壇の設置や緑化を行う市民団体に対する活動費補助	公園緑政課
66	四日市人権・同和教育研究会事業費補助金	市全体の人権教育の充実と実践力の向上が図られるよう四日市人権・同和教育研究会事業の補助を行い、その活動を支援	人権・同和教育課

(3)その他の協力等による取り組み

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
1	生涯学習情報誌「まなぼうや通信」の作成	生涯学習に関する情報を市民ボランティア記者が取材、執筆し、情報誌「まなぼうや通信」として市が年2回編集発行	市民生活課
2	地域活動費(館長権限予算)事業	地域おこし・地域の特色を高めるものや地域課題に即応したソフト事業を、地域の合意を得て、地区市民センターの館長の権限で迅速に執行し、地域活動の活性化を促進	市民生活課 (地区市民センター)
3	読み聞かせ・お話し会の開催	子どもたちが本と親しみ、読書を楽しむ機会を提供するために市民活動団体と協働してお話し会等を開催	市民生活課 (楠交流会館)
4	ボランティアによる日本語教室への支援	ボランティア団体が開催する日本語教室に対して、会場の確保や教材の提供などの支援を実施	多文化共生推進室
5	多文化共生サロン多文化共生教室	外国人市民が地域の構成員として日本人市民と対等な関係を築くために必要な日本語や、日本の社会・文化等についての学習を支援するため、ボランティアによる多文化共生教室を実施	多文化共生推進室
6	客引き行為等の防止に向けたパトロール	四日市市客引き行為等の防止に関する条例に基づき、客引き行為等の防止に向けて繁華街のパトロールを実施	市民協働安全課
7	はもりあフェスタ	登録グループ間の交流や、男女共同参画について考えるきっかけづくりのイベントの企画運営をグループの代表者と行政とで構成する企画運営委員会で実施	男女共同参画課
8	あさけプラザ運営協議会事業	あさけプラザの自主事業として、1市3町で文化活動に取り組む団体、サークル等の協力を得て、図書イベント、各種講座、コンサート、文化祭等を企画実施	あさけプラザ
9	こころの健康づくり講演会事業	講演会の運営に学生ボランティア等の協力を得て、こころの健康づくりについて普及啓発活動を実施	保健予防課
10	世界エイズデー街頭キャンペーン事業	エイズの予防啓発のための配布物品の作成、街頭での配布を学生ボランティアの協力を得て実施	保健予防課
11	薬物乱用防止対策事業	市民が心身共に健全な生活を営むことができる安全安心な社会の構築を目的とし、大麻、麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止の知識を習得する機会を関係機関と協働して提供	衛生指導課

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
12	父親の子育てマイスター事業	父親の子育てマイスター養成講座を修了した「父親の子育てマイスター」で構成される市民団体と協働で講座の企画・運営を行う。また、父親の子育て参画のきっかけづくりとなる「よかパパフェスティバル」を協働で企画し運営	こども未来課
13	よかパパひろば	こども子育て交流プラザで「よかパパひろば」を実施する際に、父親の子育てマイスター養成講座修了生の有志によるよかパパ相談員が先輩パパとして参加者の相談等に応じる	こども未来課
14	「こどもをまもるいえ」設置推進団体連絡会議	小学校を基点とした地域で、PTA、育成団体などが設置推進団体となって、地域にある既成の団体と連帯しながら地域ぐるみでこどもを守る活動を支援	青少年育成室
15	「こども110番みまもりたい」活動	市内を巡回している協力事業所が、車両に専用ステッカーを貼り、こどもが事件に巻き込まれた場合等に、声かけや保護を行い警察や市役所に連絡する等の活動を実施	青少年育成室
16	御池沼沢環境整備事業	御池沼沢のボランティア活動として、草刈等による天然記念物の維持保全の取り組みを推進	文化課
17	ユネスコ無形文化遺産継承支援活用事業	ユネスコ無形文化遺産「鳥出神社の鯨船行事」の情報発信及び行事継承のため、鯨船保存会等と連携・協力して、行事の事前学習会や担い手の確保・育成に向けた事業を実施	文化課
18	久留倍官衙遺跡公園ボランティア事業	久留倍官衙遺跡公園ボランティアを市民から募集し、研修を行い、ガイダンス施設「くるべ古代歴史館」で解説、管理・活用等を行う取り組みを推進	文化課
19	旧四郷村役場活用事業	四郷ふるさとの道ウォーキング等の開催にあたり、地元市民団体の協力を得て実施し、旧四郷村役場を中心とした街並みの活性化を推進	文化課
20	地産地消ふるさとの食推進事業	地域に密着した食育活動を推進するため、市民などが行う農業体験や食育活動を支援	農水振興課
21	農道等維持修繕	地元で行う農道等の維持、修繕の原材料を支給	農水振興課
22	かぶせ茶PR推進事業	首都圏や市内の各種イベント等での試飲や、おいしい入れ方&料理教室の開催など、茶農家と連携して市内外に特産品「かぶせ茶」のPRを実施	農水振興課
23	鳥獣被害防止対策事業	有害鳥獣捕獲業務、野生ザル行動調査・監視業務などへの取り組みに対する支援	農水振興課
24	市民ボランティアによる語り部及び解説員活動	市民ボランティアによる公害の体験を語り継ぐ語り部活動及び公害の歴史や環境改善の取り組みなど、常設展示の解説員活動の実施	四日市公害と環境未来館

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
25	まちづくり活動支援事業	住民が主体となって地域の将来像を描き、その実現に必要な計画づくりやルールづくりに取り組む際に、地区まちづくり構想策定委員会等へ専門家等を派遣して支援	都市計画課
26	生活に身近な道路整備事業	地域自らが配分予算に応じた要望事項の採択・事業量の決定を行い、市と調整を行いながら事業実施	道路維持課
27	川と海のクリーン大作戦	国土交通省、市民ボランティアとともに鈴鹿川右岸(派川分岐点～磯津橋の区間)及び鈴鹿川派川全域のごみ収集を実施	河川排水課
28	屋外広告物簡易除却事業	住民ボランティアによる違反屋外広告物の除去活動にかかる消耗品等の支援	道路管理課
29	公園愛護会活動支援	市内の身近な都市公園の清掃等の日常管理について、自治会や老人会等が行う公園愛護活動に必要な用具や保管庫を貸与	公園緑政課
30	市民に親しまれる公園ボランティア支援事業	自然丘陵、里山を利用した大規模な公園の市民ボランティア団体による樹林地の間伐や樹木の植樹などの活動に必要な資機材の提供や管理用通路などの整備	公園緑政課
31	四日市市救急ボランティア	応急手当普及員の資格を持つ市民を、各消防署で開催される定期普通救命講習等の指導員として講習を実施	消防救急課
32	四日市まちじゅうこども図書館事業	「まちの中により自然な形で子どもたちが本に親しむ環境づくり」のため、親子や児童・園児等が自由に読書できる場所づくりを、店舗等と協働して推進	図書館
33	点訳・音訳体験講座	点訳・音訳のノウハウを持った図書館ボランティアを講師として、点訳・音訳体験講座を協働して実施	図書館
34	読み聞かせ会・お話し会等	ノウハウを持つ図書館ボランティアによる読み聞かせ会・お話し会など、子ども向けの講座を協働して実施	図書館
35	市民ボランティアによる展示の解説	市民ボランティアによる博物館の展示の解説等を実施	博物館
36	丹羽文雄語り部による解説等	丹羽文雄をより一層市民に知ってもらい、四日市の文化を再発見する取り組みとして、市民ボランティアの語り部による解説を実施	博物館
37	市民ボランティアによる古文書の解説	市民ボランティアによる博物館所蔵の古文書の解説を実施	博物館

番号	取り組み名	取り組み内容	担当部署名
38	天文ボランティアによる天文普及事業	移動天文車等による観望会での小型望遠鏡やタブレットを使った解説、コスミックラウンジでの天文に関するワークショップや工作の実施、偶数年度に開催する天文ボランティア養成講座での講師を一部担当	博物館
39	地域子ども教室	教育的に不利な環境のもとにある子どもたちへの支援体制づくりと基礎学力の定着・向上をめざし、放課後等に学習指導等を実施	人権・同和教育課
40	四日市版コミュニティスクール推進事業	学校・家庭・地域がそれぞれの持つ教育的役割を認識し、協働して学校運営や教育活動の充実に取り組む「地域とともにある学校」の推進	教育推進課
41	四日市子ども科学セミナー事業	石油コンビナート等の本市を支える企業等の協力による科学実験、体験コーナー等を小・中学生とその保護者を対象に実施	教育推進課
42	大学及び企業等との連携による教師力向上事業	理科教育をはじめとするキャリア教育・環境教育の教育活動を充実させるため、企業が持つ知識・技能・経験等を生かした連携授業や教職員研修を実施	教育推進課
43	選挙啓発事業	四日市市明るい選挙推進協議会や四日市選挙啓発学生会「ツナガリ」と協力して街頭啓発等の選挙に関する周知・啓発を実施	選挙管理委員会事務局

2. 策定経過

時期	会議・調査等	概要
令和6年 9月18日～ 9月30日	市民協働に関する 市民アンケート調査の実施	調査対象:本市在住の18歳以上の市民 2,000人 回答数:702人 回収率:35.1% 
	市民協働に関する 企業アンケート調査の実施	調査対象:市内に単独事業所又は本所、本 社、本店がある従業員100名 以上の企業(事業所)180社 回答数:71社 回収率:39.4% 
	市民協働に関する 市民活動団体アンケート調査の実施	調査対象:なやプラザへの登録または市民 協働促進条例に基づく届出のあ る市民活動団体188団体 回答数:98団体 回収率:52.1% 
令和7年 8月7日	令和7年度 第1回四日市市市民協働促進委員会	・第2次市民協働促進計画に基づく取り組 みについて ・第3次市民協働促進計画の策定について
令和7年 8月30日	わかもの協働座談会の実施	・これからの市民協働の担い手となる若い 世代のニーズや考え方の把握
令和7年 10月11日	四日市協働まちづくりミーティングの 実施	・市民活動団体による、市民協働を取り巻く 現状や取り組みアイデアの意見交換
令和7年 10月17日～ 10月24日	若者向けヒアリング等の実施	・高校生年代のための居場所である「ヤスジ マベース」に訪れた人を対象とした、パネ ル設置による意見募集およびヒアリング
令和7年 11月18日	令和7年度 第2回四日市市市民協働促進委員会	・第3次市民協働促進計画の策定状況につ いて ・第3次市民協働促進計画素案について
令和7年 12月23日～ 令和8年 1月22日	パブリックコメント実施	意見提出者数:1人 意見提出件数:6件
令和8年 2月5日	令和7年度 第3回四日市市市民協働促進委員会	・令和7年度の取り組み実績について ・第3次市民協働促進計画の策定について ・令和8年度の主な取り組みについて

3. 関連条例

■四日市市市民協働促進条例

平成26年12月22日

条例第43号

私たちのまち四日市市は、「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」を制定し、市民、市議会及び市の執行機関が相互に協力しながら、豊かな地域社会の実現を目指してきました。

これまで、市内では、地域色豊かなまちづくりを自治会組織等が担ってきました。その一方で、子育て支援・福祉・防犯・防災の分野をはじめ多くの場面で、地域に根ざした市民活動を行う団体が増えています。

こうした意識の高まりによって始まった市民活動が、さまざまな担い手の支え合いのもとでさらに広がり、持続的なものとするのが求められています。これからは、市民活動への参加、参画、さらには、市民と市との協働により、お互いが支え合う必要があります。

市民活動が公共の場で果たす役割の大きさを市民一人一人が理解し、これを促進させるためのしくみを定め、真に暮らしやすいまちとなることを目指し、ここに「四日市市市民協働促進条例」を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動が公共の場で果たす役割の重要性に鑑み、本市における市民活動を持続的に発展させるために市民協働の促進を図り、もって誰もが暮らしやすいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいう。
- (2) 事業者 本市内に存する会社、営業所、工場等をいう。
- (3) 市民活動 市民等が、公共の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 市民活動団体 地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- (5) 市民協働 市民主権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むことをいう。

(基本理念)

第3条 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、四日市市民自治基本条例(理念条例)(平成17年四日市条例第1号。以下「市民自治基本条例」という。)第3条に掲げる基本理念にのっとり、市民協働及び市民自治の実現に努めなければならない。

2 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならない。

3 市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で、透明性の高いものでなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、市民協働の意義を理解し、それぞれが互いに連携しながら主体的に市民活動及び市民協働に参加し、並びに第11条に定める計画の策定に参画するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、市民活動を実施するとともに、その活動が広く市民等に理解されるよう努めなければならない。

(議会の役割)

第6条 議会は、市民自治基本条例第14条第2項の規定に基づき、議会としての市民参加及び市民協働に係る制度を導入するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、市民活動を促進する施策を実施し、市民自治が実現されるよう努めなければならない。

2 市は、市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施に努めなければならない。

(市の施策)

第9条 市は、市民協働を促進するため、市民活動の総合的な窓口を置くとともに、市民等、市民活動団体及び事業者に対し情報の提供を行い、並びに市民活動団体に対し活動場所の提供及び財政的支援等適切な施策を実施するものとする。

(参入の機会提供)

第10条 市は、市民協働を促進するため、市民活動団体が専門性、地域性等の特性を生かすことができる分野において、行政サービスへの参入機会を提供するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第11条 市長は、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、市民協働に関する計画(以下「市民協働促進計画」という。)を定めるものとする。

(市民協働促進委員会)

第12条 市は、市民協働の促進に関する必要な事項を審議するため、四日市市民協働促進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

(1) 前条に規定する市民協働促進計画の検証に関すること。

(2) その他市民協働の促進に関する重要事項に関すること。

3 委員会は、前項に定めるもののほか、市民協働の促進に関し必要と認められた事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

4 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

(団体等の届出制度)

第13条 市は、市民協働の促進、市民活動団体との連携及び情報の共有等の活動支援を効果的に行うため、市民活動団体の届出制度を設ける。

2 市民活動団体は、別に規則で定める要件を備えることにより、市に届出をすることができる。

(活動拠点の整備)

第14条 市は、市民協働の活性化のため、活動の拠点となる施設の充実を図るものとする。

(財政的支援)

第15条 市は、市民協働を促進するため、市民活動に対し、基金制度等を整備し、財政的支援をするよう努めなければならない。

(情報公開等)

第16条 市は、市民協働に関する情報提供及び情報交換の機会の確保等必要な措置を講じるものとする。

2 市は、第11条に規定する市民協働促進計画及びその実施状況を公表しなければならない。

3 市民活動団体は、公正な運営を行うとともに、その活動に関する情報を公開するよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第17条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、検証を行い、必要と認めるときは、条例の改正その他の適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年四日市市条例第23号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

■四日市市市民自治基本条例(理念条例)

平成17年2月4日

条例第1号

改正 平成23年7月12日条例第25号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 市民の役割(第4条、第5条)

第3章 市の執行機関の役割(第6条～第10条)

第4章 市議会の役割(第11条～第14条)

第5章 行政運営に関する基本姿勢(第15条～第21条)

第6章 市民投票(第22条)

第7章 条例の位置付け等(第23条、第24条)

第8章 委任(第25条)

附則

私たちのまち四日市は、鈴鹿山脈や伊勢湾などの素晴らしい自然に恵まれ、宿場町として、また古くから「市」が開かれたまちとして栄えてきました。現在では、世界に開かれた四日市港を基盤として石油化学コンビナートや各種産業が集積しており、万古焼、お茶、そうめんなどの地場産業とあわせて盛んな生産活動が行われる活気あふれる都市としてさらに発展しています。

本市は、長らく国の指導のもとに画一的行政運営を行ってきましたが、既にこれまでの行政運営の限界が明らかとなってきています。本来、四日市のことは私たち自らが責任を持って決定するものでなければなりません。そこでは、本市が、本市の地域特性を踏まえた、行政運営を行うにあたっての拠りどころとなる条例を新たに定めることが必要となってきています。

また、本市が今後も三重県下最大の人口を有する中核都市として発展を続けていくためには、新しい無駄のない行政運営を行うこととともに、市民憲章の精神を活かして市民にとって暮らしやすいまちづくり、住み続けたいまちづくりを行っていくことが求められます。

従って、これからの時代にふさわしい、四日市市市民自治基本条例(理念条例)の制定により、市民主権の市政の実現を宣言し、その実現に向けた行政運営のあり方及び市民、市の執行機関及び市議会の役割や協働のあり方を明らかにすることで、市民誰もが様々な形で市政に参加し、市の執行機関や市議会とともにより良い四日市の「まちづくり」を担っていけるような仕組みを作り上げることで、豊かで人権が尊重される地域社会の実現を目指していくものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の行政運営に関する基本理念を定めるとともに、市民等、市の執行機関及び市議会の役割を定めることにより、市政における協働のあり方を明確にし、もって地方自治の本旨に基づく市民自治を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいいます。
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。
- (3) 事業者 本市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいいます。
- (4) 市の執行機関 市長のほか、教育委員会及び消防本部をいいます。
- (5) 市長等 市長その他市の執行機関の長をいいます。
- (6) 市議会 市議会議員をもって構成される本市の意思決定機関をいいます。
- (7) 市民参加 市民が、市の行政運営(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第3項の規定により市が処理するものとされている事務を執行する際に、市の執行機関が行う活動をいいます。以下同じ。)に主体的に参加し、市の政策に関する計画、実施及び評価の過程において、自己の意思を反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。
- (8) 市民自治 市民、市の執行機関及び市議会が、市民参加を適正に行うことにより、それぞれの役割に応じて連携、協働して豊かな地域社会を実現することをいいます。

(基本理念)

第3条 市民、市の執行機関及び市議会は、相互に協力して市民自治の実現に努めるものとします。

- 2 市民、市の執行機関及び市議会は、それぞれの立場及び特性を理解し、相互の信頼関係を保持するように努めるとともに、それぞれの意思を尊重するものとします。
- 3 市民、市の執行機関及び市議会は、常に平等公正を旨とし、人種、信条、性別、社会的身分又は門地を理由にした差別の根絶に全力を尽くすものとします。
- 4 市民、市の執行機関及び市議会は、市の行政運営及び市議会の運営に関する情報を共有し、公正かつ効率的な市政の実現に努めるものとします。

第2章 市民の役割

(市民の権利)

第4条 市民は、この条例に定めるところにより、次の各号に定める権利を有します。

- (1) 市の行政運営に関する情報を知る権利
- (2) 市の政策の立案から評価に至る過程において自己の意見を表明し、かつ、市の意思形成に関与する権利

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する権利を保有していることを自覚し、積極的に市の行政運営に参加するよう努めるものとします。

- 2 市民は、前条に規定する権利の行使に当たり、他の市民の意思及び意見を尊重するよう努めるものとします。
- 3 市民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、本来の目的を逸脱して他の目的のために前条に規定する権利を濫用することのないよう努めるものとします。

- 4 事業者は、市民自治の実現に協力するとともに、その従業員たる市民が前条に規定する権利を行使しようとするときは、可能な限り便宜を図るよう努めるものとします。

第3章 市の執行機関の役割

(意向の把握等)

第6条 市の執行機関は、基本理念にのっとり行政運営に当たるとともに、行政運営に対する市民等の満足度を高めるため、常に市民等及び市議会の意向の把握及びその意向の尊重に努めるものとします。

(情報の公開)

第7条 市の執行機関は、市民参加を推進するため、行政運営に関する情報を多様な媒体を用いて積極的に公開するよう努めるものとします。

(説明責任等)

第8条 市の執行機関は、市民等に対して、行政運営の内容を明確かつ平易に説明するよう努めるものとします。

- 2 市長は、市議会に対して、行政運営の状況を随時報告するとともに、市議会から行政運営の状況について報告するよう要求があったときは、速やかに当該行政運営の状況について報告するよう努めるものとします。

(市民参加の実施等)

第9条 市の執行機関は、別に条例及び規則を定めることにより市民等から募集した意見を市の政策形成に反映させることを目的とする制度その他市民参加にかかる制度を導入し、政策の立案、実施及び評価の各過程において、市の行政運営に市民等の意見を可能な限り反映させるよう努めるものとします。

(市長等の責務等)

第10条 市長等は、所管の事務を管理し、又は執行するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めるものとします。

- 2 市長等は、職員を適切に指揮監督するとともに、職員の知識と能力の向上を図り、効果的かつ効率的な組織運営に努めるものとします。
- 3 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、政策の立案及び遂行に関する能力の向上に努めるものとします。

第4章 市議会の役割

(市議会の責務)

第11条 市議会は、本市の意思決定機関としての責任を自覚するとともに、行政運営に関する監視機能、検査機能及び政策立案機能の充実を図り、市民自治の推進に努めるものとします。

(議長の責務)

第12条 市議会の議長(以下「議長」といいます。)は、誠実かつ公正な職務遂行に努めるとともに、効果的かつ効率的な議会運営を図るよう努めるものとします。

- 2 議長は、市議会の事務局職員を適切に指揮監督するとともに、市議会の事務局職員の知識と能

力の向上を図るよう努めるものとします。

(市議会議員の責務)

第13条 市議会議員は、市民の負託を受け市議会議員に選出された責任を自覚し、政策形成能力その他の市議会議員として必要な能力の向上に努めることにより、誠実かつ公正な職務遂行に努めるものとします。

2 市議会議員は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の関係法令を遵守し、市民の信頼を確保するとともに、清浄かつ健全な市政の発展に寄与するよう努めるものとします。

(情報の公開等)

第14条 市議会は、市民との情報の共有を推進するため、市議会が保有する情報を公開するとともに、本会議、委員会等の会議の公開その他積極的な情報提供の手段を用いて開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。

2 市議会は、市民参加を推進するため、市民の意見を市議会運営に反映させることを目的とする制度その他の市民参加にかかる制度を導入するよう努めるものとします。

第5章 行政運営に関する基本姿勢

(個人情報の保護)

第15条 市の執行機関は、基本的人権の擁護及び公正で民主的な行政運営を図るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行うものとします。

(手続の適正性確保)

第16条 市の執行機関は、公正かつ民主的な行政運営の推進を図るため、市が行う処分及び行政指導並びに市への届出に関する手続を適正に行うものとします。

(苦情等の処理)

第17条 市の執行機関は、市民等から行政運営に関する意見、要望又は苦情が提出されたときは、事実関係の調査に着手し、その結果を速やかに提出者に回答するよう努めるものとします。

(総合計画)

第18条 市の執行機関は、総合計画(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想並びに基本構想を具体化するため行政運営の基本方針等を定める基本計画及び推進計画で構成されるものをいいます。)を作成し、効果的かつ効率的に市の施策を推進するとともに、その進捗状況を公表するものとします。

(行政評価)

第19条 市の執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。

(財政運営等)

第20条 市の執行機関は、中長期的な展望に立ち、自主的かつ健全な財政運営を行うよう努めるものとします。

2 市の執行機関は、予算、決算その他の財政状況(以下この項において「財政状況」といいます。)を公表するとともに、市民等に財政状況を平易に説明するものとします。

(執行体制の整備)

第21条 市長等は、社会情勢の変化及び本市が直面する課題に対応するため、並びに市民等及び市議会からの要求に的確に対応するため、その組織及び機構の妥当性を絶えず検証し、効果的で効率的な執行体制を整備するとともに、必要に応じて組織横断的な調整を図り、適切な対応を行うよう努めるものとします。

第6章 市民投票

第22条 市は、市政に係る重要事項について、直接、市民の意見を確認するため、別に条例を定めることにより、市民投票を実施することができます。

第7章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第23条 この条例は、市の行政運営に関する基本理念を定めたものであり、市が他の条例を制定又は改正するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例の規定との整合性を確保するよう努めるものとします。

(条例の見直し)

第24条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに適當であるか否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じるものとします。

第8章 委任

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、市長が規則で定める日から施行します。

(平成17年8月規則第67号で、同年9月1日から施行)

附 則(平成23年7月12日条例第25号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

■四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例

令和元年12月25日

条例第45号

私たちのまち四日市市では、地区市民センターを核とし、市民に最も身近なコミュニティとして地域の生活を支える自治会が中心となって、住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防災等の取組を行ってきました。

しかしながら、核家族化や高齢化が進み、地域活動への参加意識や重要性の認識等が希薄化しており、地域コミュニティを維持・向上させていくことが大きな課題となっています。

また、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど高齢社会への対応、子どもの見守り、多発する自然災害への防災等、多様化する地域課題を解決するために、地域コミュニティの活性化が求められており、自治会が果たす役割は、益々重要なものとなります。

そこで、地域社会における安全・安心ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促し、自治会の求心力の強化を図ることにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、ここに「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、自治会の活性化を推進するために、地域住民の自治会への加入及び参加に関し、基本理念並びに地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図るために必要な事項を定め、もって誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (3) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理(以下「住宅の建築等」という。)を業として行う者(これらの者を代理し、又は媒介する者を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 自治会への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域において、誰もが安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていること。
- (2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること。
- (3) 自治会の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。
- (4) 地域住民、自治会、事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域において安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていることを理解し、自治会への加入及びその活動への積極的

かつ主体的な参加に努めなければならない。

(自治会の役割)

第5条 自治会は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めなければならない。

2 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するように努めなければならない。

3 自治会は、地域住民の自治会への加入並びに参加及び交流は個人の自由な意思に基づくものであることを理解し、これを強制してはならない。

4 自治会は、内部統制を適正に行うとともに、自治会員(地域住民のうち、自治会に加入している者をいう。)に対し、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報を定期的に公開しなければならない。

5 自治会は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自治会の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、自治会活動の推進に努めなければならない。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会活動に参加することに配慮するように努めなければならない。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、自治会への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するように努めなければならない。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するように努めなければならない。

(市の責務等)

第8条 市は、自治会の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、自治会との協働に努めるものとする。

2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会の負担軽減に配慮するものとする。

3 市は、自治会への加入及び参加の促進に係る活動その他自治会の組織及び活動の維持を支援するため、必要な財政的援助を行うよう努めるものとする。

4 市は、地域住民の自治会への加入及び参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等必要な措置を講じるよう努めるとともに、自治会への加入及び参加の促進への理解を深めるために、積極的な広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第3次四日市市市民協働促進計画

[2026年度－2030年度]

発行年月／2026年3月

発行／四日市市

編集／四日市市市民生活部市民協働安全課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

TEL：059-354-8179 FAX：059-354-8316

